総務建設常任委員会

令和2年3月11日

葛 城 市 議 会

総務建設常任委員会

 開会及び閉会 令和2年3月11日(水) 午前9時30分 開会 午後4時02分 閉会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子 副委員長 松林謙司 委 員 杉 本 訓 規 IJ 増 田 順 弘 岡本吉司 IJ 藤井本 浩 IJ 吉 村 優 子 IJ 下 村 正 樹 IJ

欠席した委員 な し

 4. 委員以外の出席議員
 議
 具
 梨
 本
 洪

 ガ
 原
 一
 安

 カ
 野
 悦
 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

建設課長

阿古和彦 市 長 副市長 松山善之 企画部長 吉川正人 企画政策課長 高 垣 倫 浩 ル 補佐 増田智 宏 人事課長 板 橋 行 則 〃 補佐 南 直美 総務部長 吉 村 雅 央 総務財政課長 米田匡勝 〃 補佐 士 石 田 智 生活安全課長 竹 本 淳 逸 〃 補佐 村 田 真 也 都市整備部長 松本秀樹

安川博敏

〃 補佐 西川直孝

〃 補佐 稲田 恭一

〃 補佐 西川 基 之

都市計画課長 奥田雅彦

ル 補佐 新澤健嗣

監查委員事務局長 吉 村 浩 尚

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長岩 永 睦 治書 記吉 村 浩 尚" 髙 松 和 弘" 福 原 有 美

7. 付 議 事 件(付託議案の審査)

議第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて

議第4号 葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについて

議第6号 葛城市監査委員条例の一部を改正することについて

議第3号 葛城市景観条例を制定することについて

議第9号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて

議第11号 権利の放棄について

調 査 案 件(所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について
- (5) 政治倫理条例の内容検討について

開 会 午前9時30分

川村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、おはようございます。昨日、そして一昨日と、本定例会一般質問が終わりました。本格的に予算審議の方に向けて、本日の総務建設常任委員会、そしてあすの厚生文教常任委員会の後、特別委員会という運びになっております。本日3月11日は、東日本大震災の9年目に向かう日となっておりますが、我々にとっては忘れてはいけない日となっております。きょうもまた、この後午後2時46分から黙禱をささげるという形になりますけれども、私たちの防災意識、更に高めていかなければならないと改めて認識するところでございます。

皆様にはきょう、コロナウイルスの関係で、ちょっと暫時休憩をとりまして、できるだけ 少数人数の入室によって交代をしながら、密室状態にならないというふうな形で進めてまい りたいと思いますので、どうぞ皆様のご協力、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

委員外議員の出席でございます。内野悦子議員、谷原一安議員、梨本洪珪議員です。

先ほど申し上げました、本日3月11日は東日本の甚大な被害をもたらし、多くの尊い人命が奪われました。東日本大震災の発生からちょうど9年が経過いたしますので、本日午後2時46分ごろに東日本大震災で犠牲となられました方々へ黙禱をささげたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようにお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。なお、傍聴者につきましては、情報機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

なお、審査の順番につきましては、お手元に配付の次第のとおりとさせていただきます。 昨今の新型コロナウイルスの感染症の状況を踏まえて、委員会の会議進行につきましては 適宜休憩をとりながら換気を行い、理事者側の出席職員についても、余り人数が多くならな いように入れかえを行いながら進めてまいりたいと思っておりますので、委員各位にもご協 力願いたいと思います。マスクの着用についても、聞きとれるように発言いただければ認め ていきたいと思いますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

吉川企画部長 皆さん、おはようございます。企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第1号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、制定理由及びその条例 の改正内容についてご説明申し上げます。

初めに制定理由でございます。本案につきましては、臨時非常勤職員の適正な任用と勤務 条件の確保のため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに 伴い、本市において適正な任用等を確保するとともに、会計年度任用職員の任用、服務規律 等の整備を図るため、葛城市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例などの13の条例を 一括して改正する、本整備条例を制定するものでございます。

続きまして、それぞれの条例の改正内容でございます。議案書の3ページからと、お手元に配付しております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。表の左側が改正前で、右側が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを引いております。また、改正後については赤字で表記しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、整備条例第1条で改正する部分でございます。新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の改正でございます。人事行政の運営等の公表対象にフルタイム会計年度任用職員を加えるものでございまして、第3条中の占める職員の次に、「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」という文言を加えるものでございます。

次に、整備条例第2条で改正する部分でございます。新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。葛城市職員定数条例の改正でございます。定数にカウントされる職員から除かれる臨時の職員を限定する規定を加えることと、新たに休職者を定数外とする規定を設けるものでございまして、第1条の常時勤務する職員の次に、「(臨時の職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)を除く。)」という文言を加え、第2条に新たに第2項として「休職者は、これを定数外とする。」という1項を加え、第3条では、第2条で第2項を加えたことによる文言整理を行うものでございます。

次に、整備条例第3条で改正する部分でございます。新旧対照表の5ページをごらんいただきたいと思います。葛城市職員の分限の手続及び効果に関する条例の改正でございます。分限による休職期間を、いわゆる正職員は最大3年のところ、会計年度任用職員については当該職員の任期の範囲内とするものでございまして、第4条の第1項から第3項までに規定されております3年という部分を任期の範囲内と読みかえる規定を、第6項として新たに設けるものでございます。

次に、整備条例第4条で改正する部分でございます。新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。葛城市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の改正でございます。 懲戒処分の減給を行う場合、通常は給料の額がその算定のもととなるわけでございますが、パートタイム会計年度任用職員の場合は、その報酬の額が算定のもととなる規定を加えるものでございまして、第3条にその旨を加えるものでございます。

次に、整備条例第5条で改正する部分でございます。新旧対照表の7ページをごらんいた だきたいと思います。葛城市臨時的任用職員等の分限に関する条例の改正でございます。地 方公務員法の改正に伴う引用条項の条ずれを改めるものでございます。

次に、整備条例第6条で改正する部分でございます。新旧対照表の16ページをごらんいただきたいと思います。葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正でございます。臨時または非常勤職員の勤務時間等の規定を会計年度任用職員の規定に改めるものでございまして、第19条の見出し及び本文の一部を改めるものでございます。

次に、整備条例第7条で改正する部分でございます。新旧対照表の17ページをごらんいただきたいと思います。葛城市職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。育児休業に関する規定の適用について、会計年度任用職員に係る部分の整理を行うための改正でございまして、第7条第2項は育児休業をしている職員に対する勤勉手当の支給規定でございまして、会計年度任用職員には勤勉手当の支給がございませんので、これを除く規定を、そして第8条につきましても、会計年度任用職員には復職時の給料の号給の調整、これもありませんので、これを除く規定を設けるものでございます。第19条は部分休業における給与の減額規定で、第1項は会計年度任用職員以外の職員の規定とし、新たに第2項として会計年度任用職員の規定を設けるものでございます。

次に、整備条例第8条で改正する部分でございます。新旧対照表の19ページをお願いいた します。葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正でござ います。第1条は地方自治法の改正に伴う引用条項の項ずれを改めるものでございます。

次に、22ページをごらんいただきたいと思います。これまでから任用しておりました嘱託員が、そのほとんどが新年度からは会計年度任用職員に移行するため、44号に規定しておりました嘱託員月額35万円以下という規定をなくし、同じ44号に、これまでの嘱託員のうち、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に合致する非常勤の特別職である歴史博物館特認館長月額26万2,000円と規定するとともに、49号として産業医の報酬額の規定を追加するものでございます。

次に、整備条例第9条で改正する部分でございます。新旧対照表の23ページをごらんいただきたいと思います。葛城市一般職の職員の給与に関する条例の改正でございます。会計年度任用職員の給与については別に条例で定めるものとし、臨時的任用職員については、地方公務員法により職員の給与条例を直接適用するため当該規定からは削るものでございまして、第17条の3を会計年度任用職員の給与を別に条例で定める旨の規定に改め、第17条の4及び第17条の5を削るものでございます。

次に、整備条例第10条で改正する部分でございます。新旧対照表の24ページをお願いいたします。葛城市技能労務職員の給与に関する条例の改正でございます。技能労務職員の給与については、地方公務員法及び地方自治法の規定は適用されず、地方公営企業法が準用されるため、会計年度任用職員として任用される技能労務職員について、職員と同様に給与の種類、基準及び額についての規定を定めるものでございまして、第4条として会計年度任用技能労務職員の給与に関する規定を新たに追加し、次の25ページでございますが、この条を追加することにより生ずる条ずれを改めるものでございます。

次に、整備条例第11条で改正する部分でございます。新旧対照表の26ページをごらんいた

だきたいと思います。葛城市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正でございます。フルタイム会計年度任用職員には特殊勤務手当が支給できるため、会計年度任用職員の給与条例を引用規定に加えるものでございまして、第1条にその旨の規定を加えるものでございます。

次に、整備条例第12条で改正する部分でございます。新旧対照表の27ページをお願いいたします。葛城市職員の旅費に関する条例の改正でございます。フルタイム会計年度任用職員の公務による出張について旅費支給となるため、給料表の定義に会計年度任用職員の給与条例に規定する給料表を加えるものでございまして、第2条第2項にその旨の規定を加えるものでございます。

次に、整備条例第13条で改正する部分でございます。新旧対照表の28ページをごらんいただきたいと思います。葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございます。企業職員の給与につきましては、地方公務員法及び地方自治法の規定は適用されず、地方公営企業法が適用されるため、会計年度任用職員として任用される企業職員について、職員と同様に給与の種類及び基準についての規定を定めるものでございまして、もともとの非常勤職員が会計年度任用職員となるため、第17条で規定しておりました非常勤職員の給与に関する規定を、会計年度任用職員の給与に関する規定に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。 以上で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備 に関する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜 りますようお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 おはようございます。よろしくお願いします。

これ、大体は会計年度任用職員についてということなので、ちょっと関連でお聞きしたいんですが、前も聞いたと思うんですけど、会計年度任用職員やっていただくのは、すごい僕はいいことやと思うんですけど、これは国からの働き方改革の関係で来てると思うんですけども、大体、前も聞いたんですが、もう一回ちょっとお聞きしたいんですけども、どれぐらい予算として、今見えてるのか、お聞かせ願いたいのと、もう一つは前もお聞きして、ちょっと微妙なお返事やったんですけど、これは国からのお助けというか、そういうのはまだ全然決まってないんですか。この2点、お願いします。

川村委員長 今、条例の部分だけちょっと、今までやったら予算もかかわってたので、付託されてる 部分がよかったんですが、条例の部分やから。

杉本委員 予算で聞いた方がいいですか。

川村委員長 予算のところで聞いていただいたほうがいいかなと思うんですけれども。

杉本委員 わかりました。

川村委員長 松山副市長、そしたらできる範囲のところでお答えいただけますか。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ただいまの杉本委員のご質問でございますが、まず1点目につきましては、制度移行にかかる所要額というお尋ねであったかと存じます。総額に関してはすぐわかるんですが、結局この会計年度任用職員制度を移行したときと移行しなかったときで、幾らの金額がかかるかという部分につきましては精査をしないとわかりませんので、大体、あまりいいかげんな数字は申し上げられませんけども、前回12月にご説明をしたときには大体8,000万円ぐらいかかるのではないかということは申しておりましたけども、もう一度確認させていただきたいと思います。ただ、これ、予算のお話でございますので、できましたら関連の質問ということで、当初予算の人件費に係る質問としてご審議いただくのが相当かなと考えております。

それから2点目の、会計年度任用職員がそもそも働き方改革なのかということにつきましては、これ実はいろんな説明がされておりますが、まず強調されておりますのは同一労働同一賃金というところで、そういった意味では働き方改革でもあり、あるいは特に、全国的にやはり統計データ、今はございませんが、この立場でお働きになってる方、女性も多うございますので、女性活躍推進といった観点、いろんな観点が含まれていると。もう一つ大きな理由といたしましては、地方公務員法の特別職といえば、一般的には市長でありますとか私でありますとかという立場も当然特別職なのでありますが、要は地方公務員法の適用の対象は、基本的に一般職である。そうすると、その適用対象外の特別職に分類をされる職員の中に、従来会計年度任用職員に含まれる、今回の新制度で会計年度任用職員に移行するものも含まれているんです。そういたしますと、一般職の公務員に課せられる守秘義務が課せられないとか、いろんな問題も、制度上の問題も起きてきますので、いろんな目的を含めて移行されたということでございます。

少しまとめた形での、今回の関連法規の整備ということで調整させていただいておりまして、こういったことも含めました会計年度任用職員制度導入に伴うもともとの、大もとの条例につきましては12月にもうご審議いただいておりますので、今回、申しわけありませんが、そういった意味ではまとまった形の資料をご用意できておりませんが、大体こういった概要でございます。

説明は以上でございます。

川村委員長 杉本委員、よろしいですか。今の制度全体の話も、よろしいですか。再度質問、よろしいですね。わかりました。そしたら、予算のことについては予算特別委員会の方で聞いてください。

ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっと教えてほしいんですけども、いろいろ会計年度任用職員についての制度改正ということですけども、要は、職員の場合はいわゆる給料、期末手当、勤勉、もちろん旅費、交通費、出るわけやけども、会計年度任用職員については報酬、それから期末手当、勤勉手当は出ないということでええのかどうか。それと、もちろん出勤手当とか交通費、これはもちろん支給されるということで、今、その中で、公務で出張する場合は旅費つきますよと、こういう話やったと思うんです。その辺をちょっと、簡単に教えてほしいと思うんです。ずっ

と今、説明してもろうて、みんな理解してはると思うねんけど、実際にどうやねんと。

それと、いわゆるここで3年の任期を、任用期間、改めると、こうなってあるわけやけども、3年期限のやつ。一応今まで3年という目安であったし、ただし書きもあったと思うんやけど、この分についても一応、今までどおりにおおむね3年程度と理解したらええのか、いやいや、それは別ですよと、いわゆる任用期間ということになっとるわけやから、5年でも6年でも行きますよというふうになるのか。ちょっとその辺、もう一遍教えてほしい。

それと、いわゆる条例定数、今、ざっと見たら424人ぐらいになるのかな。新旧対照表の 3ページ、これがいわゆる条例定数やと思うねんけども、間違うとったら言うてほしいと思 うけども、この条例定数というのは合併当時、そのまま何もいろてないやろうと思うねんけ ども、これの改正する気があるのかないのかということも、ここでちょっと聞いてええんや と思うんやけど。あかんねやったらあかんと言うてくれたらええけども。その辺ちょっと、 3点お願いします。

川村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの岡本委員の質問でございますけども、制度自体は12月の議会のときに、この会計年度任用職員の制度を設けたときにいろいろ説明させていただいてますけども、再度今の質問についてのお答えをさせていただきますけども、そもそも会計年度任用職員は2種類ございまして、フルタイムの会計年度任用職員、それからパートタイムの会計年度任用職員というのがございまして、フルタイムは職員と同様の勤務時間で勤務していただく方々、そして、それより短い勤務時間で勤務していただく方々がパートタイム会計年度任用職員ということになります。そもそも常勤の職員に対しては給料、手当、それから旅費を支給するという制度になっております。そして、非常勤の職員については報酬及び費用弁償を払うと。そもそも、もともとはそういうことになっておりました。

それで、今回の会計年度任用職員を制定するに当たって地方自治法の改正がございまして、 非常勤職員の、非常勤のパートタイムの会計年度任用職員については、それプラス期末手当 を支給できるという制度に変わっております。したがいまして、パートタイムの会計年度任 用職員には勤勉手当の支給はないということでございます。期末手当の支給はございます。 それも条件がございますけども。

あと、今おっしゃった3年、この条例の改正条例の3年につきましては休職の期間の規定を、一般の職員は3年間休職期間がとれますよという規定を、会計年度任用職員についてはその任用期間に限るというふうに改正する内容でございますので、今おっしゃってた任用期間の改正ではございません。ただ任用期間につきましては、あくまでも会計年度任用職員でございますので、1会計年度の期間内が任用期間となります。引き続き翌年度も来ていただくという部分については、再度募集を行った上で選考して任用するということになりますが、3年までの期間については、その勤務状態の評価によって翌年度も任用できるということでございます。したがいまして、3年以降も新たに募集をした上で選考をかけて、その中で任用にふさわしい人やということになりましたら、また引き続いて来ていただくということは可能であります。

定数条例ですけども、定数条例につきましてはもともとの旧新庄町、旧當麻町の定数を合体させた形で、今、現状の定数になっておるわけでございますが、これは先般下水道会計の部分が公営企業に変わる部分について改正は行っておりますけども、総人数については変更はございません。ただ、これまで定数という形で規定されていた中で、内輪の人数で採用というか、全体の職員をまとめておりましたので、今のところ減らさなあかんとか、ふやさなあかんという状況は、今のところないと思いますので、今のところはこの改正というものは考えてないところでございます。ただ、職員を採用するに当たっては定員という形で、どういう人数が適正であるのかというのは常々確認しながら、採用なり職員数の把握をしてるというところでございます。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 3年のやつはちょっと聞き間違うて、えらいすんませんでした。要はフルタイム、パートタイム含めて勤勉手当は支給しませんよということはわかりました。

そこで、フルタイムとパートタイム、12月に説明あったと思うわけやけども、極端に言うたら、いわゆるフルタイムに当たる会計年度任用職員、どの業種、例えばどの仕事が当たるのか。それ以外は全部パート職員になりますよということをちょっと教えてもらいたいのと、今、部長の方から話ありましたように、いわゆる会計年度任用職員、もちろんそれは単年度、単年度ということやけども、一応3年ぐらいは、一生懸命やってくれてはるしということになってきたら、引き続いて……。そういう意味ではないのか。もちろん単年度契約するけども、大体新たに、もちろん募集もするけどもやな。ただ岡本なら岡本という人間が、不真面目やったらあかんで。真面目に行ったら大体3年ぐらいは、継続という言葉は使うたらあかんのかな、言葉難しいけども、大体そのぐらいは考えてますよと、そういうことでええわけやんな。

それと、わしらも定数にこだわってるわけでも何でもない。ということは、合併やったら消防署もあった。ほな今、たまたま下水道が企業会計に変わったということで、一般職のこれが出てきてあるわけやけど、いわゆるこの定数条例、変える必要ないと思うんやけども、今300人台でやってるわけやし、これから5万人を目指すと言うてはるねんから、職員もふえると思うわけやけども、今のこれから言って、ある程度天というのか、これを明確に私は決める必要あるのと違うんかなと。合併して16年たってるわけやんな。ほな、極端に言うたら定数が400人。もうちょっと私、計算やったら424人で間違うてるかどうかわからん。424人の定数、言葉は悪いけど、ここまで採用できますよと。言葉悪いですよ、言葉は悪いけど、採用できますよということや。これをある程度下げることによって、やっぱり職員の意識も変わってくると思うし、やっぱり理事者側が採用する中で、何もこれは一遍決めたら変えられへんということもないわけやから、ある程度合併のときはそれでええわけやけども、16年も経ってきたら、ある程度見直しをする必要があるのではないかなということやから、ちょっと質問させてもらってるわけで、我々の立場上、これしなさい、それはもう言えませんので、これはもう理事者の判断やと思うわけやけども。そういうふうなことの考え方はないん

かなと思って聞かせてもろうただけであってね。もし答弁できるんなら、その辺答弁してもうたらええし、いやいや、もうできませんというんなら、それは結構ですけども。

川村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 まず最初の質問でございます、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度 任用職員の振り分けといいますか、4月以降どうなるのかということでございますけども、 そもそも現在のアルバイト、いわゆるアルバイト職員、非常勤職員につきましては、勤務時間が7時間ということにしております。そして、嘱託員につきましても7時間ということで、 ほぼ全ての人間は、会計年度任用職員に移行する場合はパートタイム会計年度任用職員に移行するということになります。ただ、その嘱託員の中で勤務体系が、いわゆる当直嘱託員で ございますけども、これについては勤務時間は短いんですけども、拘束時間が長いという部分がございまして、これについてはフルタイムに該当するよということになってございます ので、その当直嘱託員だけがフルタイム会計年度任用職員になる予定となっております。

それから定数の関係でございますけども、岡本委員おっしゃいましたように、あくまでも定数ということで、上限という考えでいっておりまして、これまでから定員適正化計画なり定員計画等作成した上で、職員数の上限というものを一応は設定した上で、今までから少ない人数でやってきているところでございまして、今おっしゃいましたように、定数条例を改正して上限を下げる必要は、今のところないのかなというふうにも思っております。ただ、今までからやってきました定数の管理につきましては、仕事の量もやっぱり相当ふえてきておりますし、保育士の不足の部分もございまして、保育士を優先して採用しているところもありますので、その分が一般事務の方にもしわ寄せが来ている部分もありますので、この辺はちょっと、定員という部分でふやすという方向で再度見直さなあかんのかなというふうな気持ちは持っております。

以上でございます。

川村委員長 さっきの3年というところの話はもうよろしいんですね。3回目はもう言いっ放しで。 (発言する者あり)

川村委員長 いや、3年の話を。

岡本委員 今、その質問したやつは、この条例の中には入ってないということ。

川村委員長 入ってない。だから、そこのところ、ちゃんと言うといてもらわないと。

松山副市長 付託案件に入ってるのか、付託の議案をご審議いただくベースの部分になると……。

川村委員長 単年度で採用というふうに書いてるので、さっきのやりとりは暗黙のうちに、何か首を 縦に振ってはったから、そこの確認だけきちっとしといてください。

吉川部長。

吉川企画部長 先ほど質問の中で、3年の部分でございますけども、委員おっしゃってましたように、 先ほども答弁しましたけども、あくまでも会計年度任用職員ですので、任期は会計年度内、 ただしその勤務状況、人事評価、勤務評価をした上で、翌年度も任用できるような状況であ れば、最長3年まではいけるということでございます。

川村委員長 言いっ放しですけど、岡本委員。

岡本委員 今、質問したやつは聞いたらあかんのか。条例改正の中で聞いたらあかんのかと聞いてる ねや。

川村委員長 副市長。

松山副市長 先ほどの杉本委員の質問のときにもお答えをいたしましたが、会計年度任用職員の移行 につきましては、制度の本体につきましては12月に付託をして、もう既にご審議をいただい ております。今回は、そのときに間に合う、もう自主的に事務的に、非常に改正をする案件 が多くて、事務的に間に合わなかった部分につきまして、3月に分割をしてこの部分を上程 させていただいております。

したがいまして、今回の付託をさせていただいております条例に、条例のご審議に関係のある条項として、会計年度任用職員制度の基本的なベースの部分の制度の確認ということにつきましては、これはもう当然、この部分の案件に関係をするから制度の本体について確認をしたいということで、この委員会でお問合せのあるというのは当然でございますが、今のご質問につきましては、制度本体の更に運用についてのご質問になっておりますので、ちょっと今回のご審議、この場でご審議いただく内容からすると、少し逸脱をしてるのではないかと存じます。こちらの方も、企画部長の答弁につきましてもそういった部分について、今回の付託案件ではこの部分で関係ございます。それについての委員のご質問についてお答えしますということで、もう少し整理をさせていただいてご答弁すべきであったかなとは思いますが、そういったことでございます。したがいまして、申しわけございませんが、どの部分に関連があるのでということをお示しいただきながらのご質問であれば、それはご審議に必要のあるご答弁として当然理事者側ではご説明すべき内容であると存じております。よろしくお願いいたします。

川村委員長 今、岡本委員は、要するに単年度の任用という部分について、まだいろいろとこの新しい制度についての認識を確かめたいという意味で、今まで3年というくくりの中でやってきたことについての確認だというふうに私は思いますので、別にその質問が悪いとか、条例、ここから外れてるというふうには私自身は思わないんですけど。ただ、その答え方が、先ほど確認しましたら、きちっとこの制度の中のことについてお答えをいただきたいというふうに私、振ったので、ここは単年度での採用のことについてですというふうにお答えいただいたので、それは何も、今回の付託してる制度の内容について逸脱してるというふうには、私は思わないので、岡本委員が確認されたというふうに私は思います。今、岡本委員はそれを受けられて確認をされたわけですから、最後、もしご意見があれば続いて言っていただいたらいいと思いますけれども。

岡本委員。

岡本委員 それは、私の質問も悪かったんかしらん、部長も迷惑かけたと思う。それはネット中継になってあるねんから。せやけども、やっぱりこの条例改正出てきたら、改正部分も、それは1つから言うたら改正部分だけを審議せえと、それはそうかもわからん。しかし、条例というのは1つの中で皆できてるわけやから、それに関連する質問したらあかんとか言われたら、こんなん審議できへんと私は思いますよ。そやから委員長も理解していただいて、許してい

ただいたということやと思いますし、それは聞き方も悪いです。それは部長も会計年度任用、 それは単年度やと、それはそう答えていかなあかん、それもようわかってますよ。そんな中 で、私が勝手にこういうことですかと聞いてるだけであって、その点では部長に迷惑かけた というふうには、私は思います。

そんな意味で私は聞いてるのと違うて、確認で聞いてるわけやから、そのぐらい杓子定規に言ったら、質問も何もできへん。そのくらい杓子定規に行くんなら、予算特別委員会についてもきちっと杓子定規に行ったらええ。予算特別委員会、何でも聞けるねんから。何でも聞いたらええと私は思います。やっぱり議員と理事者というのは信頼関係を持たなあかんわけやから、そんな一々言うてることに対して、これがどうやとか、全然かけ離れた予算審議に入っていくんなら、それは言わなあかん。給料のこともどうやとか、何ぼ本給を出すねんとか、そんなこと言うてんねやったら、それは具合悪いやろう。今みたいな聞き方してて、そこまで言われたら、こんなもん、質問もできへんやないか。

さっきの定数条例でも、それは部長おっしゃるとおり、必ず改正せえと、それは言わん。 せやけども、やはりそういう上限を決めてる、私、言葉悪いさかいに、言い方が悪いかもしらんで。上限を決めとる、この考え方やねん。さっき、もっと露骨に言うたら、ここまで決めてんから、ここまで採用できるという解釈になるわけや。むちゃくちゃしてるとは言わへん。私はずっと嫌われることを言ってきた。問題は人件費やん。また金に入っていったら、また言われるさかいあれやけども。この点はある程度、私は改正すべきと違うんかと、意見として言うとるわけや。さっきから言うてるように、これしなさいとは言われへん。だけど、そういうふうなことをして、そういうような意味からして、改正したらどうですかということを言うてるだけであって、回答を求められへんねんから、それはもう結構ですので。それは意見として。

川村委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この中身に関するという質問ではなくて、これ、人事に関することですよね。今回、話はちょっと横道それますけど、葛城市議会も審議中にタブレット、いわゆる情報機器を持って入っていいということで、今調べてたんですけども、こういう人事のことで、いわゆる給与も絡んでくる、いろんな給与のことについては12月、出ましたけども、職員に関係することを、4月1日からこれを施行するんやと。それを今、3月に議論をしている、このことにちょっと私自身、疑問を持つんですけど。先ほどからあったように、この内容は地方公務員法、地方自治法の一部を改正したから、それに伴う改正、また条例等を整理をするんだということやけども、それのみでは、大体はそういうことですけども、見てると、いわゆる質問としては地方公務員法、地方自治法を改正してこうなるやろうということで、この改正されたのがいつなのか、まずもう一回聞きたい、確認しておきたい。もうちょっと早く出すべきと違うんかなというのが、こういう案を、今、岡本委員も、ほかの件も出たけども、これは私も、見直すときに一緒にこういうことは見直されなかったんですかというのは、私は議論

としてはええと思うんですけども。付託案件とは、それは離れてるといったら離れてるけど。 聞きたいのは何かというと、地方公務員法、地方自治法改正されて、伴うもんやと。じゃ あ、そのもととなる改正されたのはいつですかというのをもう一回確認するのと、私はもっ と早く出すべきやと、議論すべきやというふうに、来月、もう1カ月もないわけですよね。 1カ月もない、4月からの採用、任用、いろいろやっていくやつを3月の今、議論をしてい ると。このこと自体にちょっと私は疑問を、中身じゃなくて疑問を抱いてるんですけども、 このことについて所見を求めたいと思います。

川村委員長 吉川部長。

吉川企画部長 ただいまの藤井本議員の質問でございますけども、改正時期は今、調べてもらってますけども、まずこれの一番もととなる会計年度任用職員制度、これにつきましては12月議会で条例制定をさせていただいております。12月議会で審議をいただいた上で可決いただいて、制定しております。それをもって予算編成もしましたし、今現在、今回出している条例につきましてはそれを受けて、その条例が制定されてこういう制度が葛城市でも行えますよということを受けて、この改正がなるということやと思いますので、この条例自体を12月に同時に出すというのもどうなのかなというところら辺はありましたので、今回3月で、これは適正やと思っております。

その法律を改正されて、施行日がこの4月1日ということで、今まで期間があったので、 それまでにもっと早く出せなかったんかという話やと思うんですけども、やっぱり新たな制度でございますので、どういう形でやっていくかというものはなかなか、法律は改正されてますけども、細かい部分までなかなかわからなかった部分がございます。早いところは9月議会で、去年の9月議会で会計年度任用職員の条例を提出しているところもございましたけども、葛城市として今、現状、非常勤職員、アルバイト職員とか嘱託員を、会計年度任用職員にどういうふうに移行するのかという検討の時間も必要でしたので、一番速やかにやったのが12月やというふうなことでございます。法律自体の改正は、平成29年の5月17日に成立しておるようでございます。施行日が令和2年の4月1日という状況でございます。

川村委員長 藤井本委員。

以上でございます。

藤井本委員 そういうことだったら葛城市のやり方、葛城市は葛城市としてやってるねんと自信を持って言われるんだったら、それはそれでいいと思います。ただ全体を見ると、今、言葉にもあったように、9月ぐらいに提出されて進めていってはるところもあると。葛城市はそうじゃなくて、葛城市として慎重に検討してこうなったんやと。順序を踏んでやったんやと、順序を踏むと言うてええのか、検討を慎重にやったんやというふうには受けとめておきますが、こういったケースの場合ですが、やっぱりもう少し、今決めたやつがもう4月からやねんと。大きな意味合いでそういったところを踏まえると、早いところはという話、ありましたけども、何とか議論、今、議論してること自体が、ここでもし何か違う方が進んでしまうと、何か進まない部分が出てくるという懸念を持つのであれば、言葉の整理ということやからそういうことはないですけども、もう少し早くするということも、姿勢、慎重というよりも、そ

ういうことも大事じゃないかなということは、私としてお願いしておきたいと思います。 以上です。

川村委員長 答えていただかなくていいですか。

藤井本委員 いいです。

川村委員長 先ほど、市としてはこの3月に、今回の議論になるというこの改正については妥当やというふうにおっしゃってたと思うんですが、今の話に補足するところはありませんか。よろしいですか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

できるだけ、できる限りご審議の時間をとっていただく、これも委員おっしゃるとおりだ と思います。一方で今回、実はこれ、やはりかなり大きな改正でございました。例えば従来 臨時職員、アルバイトという形で働いていただいてた方にも、いろんな形の賃金体系もござ いましたが、これは基本的に行政職の給料表と同じく、給料表も定めてその運用もしていく と。期末手当の割合をどうするかとか、いろんなことにつきましては、既存の葛城市として の制度の整理で、全国一律の制度にどう当てはめていくか、これは実は市町村によっていろ いろ違いまして、自治体によっては非常にうちでいうところの嘱託員の方が多かったりとか、 臨時職員が多かったりとか、場合によったら臨時的任用の方がいらっしゃったりとか、これ は状況違いますので、それぞれやっぱりその整理にかかる時間には違いがあったと思います。 その中で全体としては、先ほども誤解があっては困るんですけども、岡本委員のご質問に もありましたけども、制度の本体につきましては整理をした上で、12月に条例の改正を出さ せていただいておりまして、今回はその改正条例が、改正といいますか、新しい新規制定の 条例が制定をされたことを受けての、いろんな整理の関連条例について、今回出させていた だいてるというタイミングでございます。委員おっしゃるように、あと定例会が1回ずつ、 9月に本体、12月にこの関連条例となればよかったんでありますが、それにつきましては内 部の整理並びに他の自治体とのバランスをとるという意味合いも含めていろいろ調整をして おりましたら、ぎりぎりこんなタイミングになってしまったということがございますので、 委員のご指摘につきましては、今後の議会に対する条例の提案の時期等も含めて、今後そう いったことも肝に銘じてやっていきたいと思いますが、今回いろいろ精いっぱいの作業をし た中でこうなってしまったということについては、ご理解を賜りたいと思います。ご指摘と いいますか、ご意見ありがとうございます。

川村委員長 藤井本委員、よろしいですか。また言われますか。 藤井本委員。

藤井本委員 丁寧にね、もういいですと言うたのに副市長お答えいただいて、これは私は感謝したいと思うんですけど、答えいただくとまた言わんなんことになってしまって、例えばこの会計年度任用職員の給料表、私は12月やったと思うんですけども、これ、横にスライドさせてるだけやんかと、ちゃんとしなさいよというのは、そういうことをお願いという形で、指摘というか、させてもらった。だから、それに時間がかかりましたんやという、今、お話やった

わけですけど、それは12月のときにちゃんとしたものをつくってくださいよということを言うときましたけど、できてるのか、できてないのか。それに時間がかかったという答弁をいただいたので、再度、そこまで入っていきたくはないけども、12月にはちゃんとして、ちゃんとこれ用につくりなさいよと、横にスライドするだけと違って、今まであったやつをつくりなさいよという指摘をしといたのはどうなったかだけ教えていただいたら。やったのか、やってないのか、12月に提示されたそのままであるのか、それだけ教えていただけたら、もうそれ以上の質問はしませんから、教えてください。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

私もそのときにも多分、ご答弁申し上げたんじゃないかと存じますが、給料表そのものを 適用していくときに、その給料自体の根拠が必要になってまいります。県ぐらいの規模にな りますと、人事院勧告と別に人事委員会勧告ということで、民間給与の実態調査もしながら 給料表を定めておりますが、葛城市につきましては、一般職員の給料につきましても人事院 が調査してお決めなさってる俸給表を、そのまま適用させていただいていると。あとは地域 に合わせてその運用の中で、どの職に、どの経験にどの給料表、何級何号を当てはめるかと いうことをやっておると。

先ほどちょっとご説明が足りなかったと思いますのは、その給料表自体の何級何号にどの金額が入っているかではなくて、その会計年度任用職員のどの働き方をしていただく方に、どの給料表のどの場所を当てはめるかというところについても、十分調査検討が必要であったということを申し上げております。ただ、これにつきましても、委員のおっしゃることはもう当然、おっしゃる話であると思いますので、そのあたりにつきましては、なかなか葛城市の規模で独自に給料表を定めるというのは非常に困難を伴いますが、ご意見として大いに参考にさせていただきたいと存じます。

ありがとうございます。

川村委員長 藤井本委員、よろしいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 もうこれ以上、入っていかないようにします。私の言おうとしてることさえわかってくれはったらそれでええのと、これは今後、やっぱり運用していくのは難しいと思う。例えば、人事評価もせなあかんわけでしょう。そういう難しさもあるわけやから、これをちゃんと適用して、葛城市の組織がうまく進むように頑張っていただいたら、それで結構です。

終わっておきます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第4号、葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについてを 議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第4号、葛城市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例を制定することについて、提案説明を申し上げます。本案につきましては新規の制定ということでございますので、新旧対照表はございません。ですので、議案書の16ページをごらんいただきたいと思います。

まず、この条例の制定に至った経緯というところでございますけども、葛城市内におきまして、地権者の方々等の要望に基づきまして奈良県が実施をいたします急傾斜地崩壊対策事業というものの事業に要する経費についてでございますけども、県の方では地方財政法第27条第1項に基づき、その一部について負担を求めるということが制度として決まってございます。その負担は、その施行地であります葛城市に負担を求めるという流れになってございます。地方自治法第224条の規定に基づきまして、その事業により特に利益を受ける方、受益者と言いますけども、その方から、その事業に要する経費の一部に充てるため、分担金を徴収することに関して必要な事項を定めようというものでございます。こういった趣旨をこの条例の第1条に規定をいたしておるところでございます。

次に、第2条におきましては、分担金の徴収根拠を規定するとともに、分担金の額の算出 方法を規定いたしておるところでございます。

次に、第3条では分担金の徴収方法、それから第4条では、受益者に災害等やむを得ない 理由が発生したときの分担金の徴収猶予ですとか納期限の延長、またはその全部もしくは一 部を減額、免除することができる規定を設けるものでございます。

第5条におきましては、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるといった規則委任の規定を置いてございます。

最後に附則でございますけども、施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

以上、簡単ではございますけども、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜り

ますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいまご説明をいただきました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 確認ということで、お話を質問させていただきたいと思います。

今の説明の中で、大体のことはわかりました。奈良県の方で急傾斜地の崩壊対策事業をやっておられるというのは我々も存じてる、わかってるところです。これ、かなり奈良県ではたくさんあるから、申し込んでおいても、申し込むというんですか、お話をさせてもうても、なかなかそういう場所は奈良県にも多いというところもあるわけですけども、今の説明でいくと、奈良県の事業だけども、その費用、かかった費用は奈良県が全部補助してするんじゃなくて、市にも一部負担を求めてくると、こういうことですよね。市も出さなあかんと。具体的な数字が示されなかったので、ケースバイケースであろうかというふうには想像しますけども、もう一度言いますけど、県の事業だけども県が全てをするんじゃなくて、市も出さんなんあかんと。市も出さんなんうちの中から、市はその受益者というんですか、個人に対して請求もしますよというふうに受けとめたんですけども、まずそれでいいのかどうか確認しておきたいと思います。

川村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいまの藤井本委員のご質問に対しまして、本事業につきましては、事業の総事業費になります調査費、測量設計工事請負費等、各事業年度ごとに設定される事業費に対しまして、その受益者として葛城市に請求される部分については、事業としては基本的な部分では20%という設定がございますが、その事業の位置づけ等によりまして条件がございまして、今回は対象斜面の方が直高30メートル未満であるので、30メートル以上の場合は10%であったり、それの急傾斜地に対する保全対象地区に公共施設、市道等が含まれる場合は10%という条件がございます。また、さきに言いました対象斜面直高が30メートル以上とか、保全対象に公共施設等がある場合、この両者が該当するような場合は5%まで負担割合が軽減されるという条件のもと、設定されてる事業でございます。それの、それぞれの事業について、各年度ごとに先ほど説明させていただいた地方自治法に基づきまして、本市に受益者負担として求められるものでございます。

以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 丁寧に答えてくれはるよって、また入っていかんなんことになるんですけども、いわゆるこれが、どこかで採用されたところがあるわけですな、今の話からいくと。先を見てこういうのをつくるねんというのじゃなくて、既にそういうことをせんなんところが発生したからこういう条例をつくるねんというところまで丁寧におっしゃってくれてはるので、非常によくわかってありがたいですけども。基本は20%で、10%やと。この考え方、確認しておきたいのは、私が思ったのは、よくあるじゃないですか、総額として県は500万円、1,000万円

やったら1,000万円以内ですよと、それ以外は市で持ちなさいよという、そういうケースなのかなと思ったりもしたんですけども、そうじゃなくて、条件によりますけど10%か20%、その程度は市で負担してくださいねと、こういうことやということですよね。それはわかりました。あと、その10%か20%、簡単に言うと1つの例として、金額を出したら申しわけない、1,000万円要りましたと。20%は市に負担を求められた、200万円は出さんなんと。その200万円のうち、その受益者、いわゆる個人にも市から今度請求すると。そこまで決めてないんやったら、何割とかいうのも決めてませんというんやったら、もう決めてないで構へんけども、受益者に負担をするというふうに私は思ってるんですけど、その辺はどこまでこの条例を制定する際に話合いができてるか、どこまで市としての方針を持ってるか、お答えをいただきたいと思います。

川村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

そもそも先ほども提案説明で申し上げましたように、地権者の方の申請といいますか、要望によりまして、この事業を県の方に採択していただくようにという要望を挙げておるものでございますので、当然ながら本人様等が納得をした上でこの事業に着手をするという前提がございますので、今回といいますか、市といたしましては直接の受益者が一定範囲におさまると。市の道路等にはその影響範囲が及ばないという部分もございますので、全額を負担していただくという考えでおります。ただ、県の方からいろいろな手続等に必要な経費も事務費としてかかりますので、その事務費相当分につきましては市の方で負担をするというふうなことになってございます。

以上です。

川村委員長 よろしいですか。

藤井本委員 聞かれへんね。

川村委員長 内容的に今ちょっと、藤井本委員が前におっしゃってた部分と説明が合ってないように 私は思うんですけども、今、確認で、要するに地権者からの要望等から県に申請をされたと。 そこのところは、そういうふうに範囲が決まってるというような話ではなくて、そこの説明 はわかりましたか。

> もう一回、もうちょっとわかりやすいように説明してください。 松山副市長。

松山副市長 先ほどの、藤井本委員のご説明に対するご答弁の補足をさせていただきます。

新規制定の条例に関して、個別の案件として、これもちょっとややこしいんでございますが、ある意味来年度の当初予算にかかわる説明について、個別の案件として部長の方からご答弁いたしましたが、新規制度に対して、制度についてのお尋ねということで申し上げますと、一定範囲の受益者負担が求められたときに、県等から市が求められたときに、その相当額について、さらにその特定の個人、限定された市民の方等に受益者が限定されてる場合に、受益者負担をとれるよという形の制度を準備したいというのが、今回の条例案でございます。その中で、個別の案件といたしましては、先ほど生活安全課長の方から、条件によって10%

でいい場合もあれば20%の場合もあるといったご説明を申し上げましたが、今回のケースでは20%かなと。しかも、それにつきましてはもう特定の個人といいますか、私有財産に、完全にその保護ということでありますので、これは一旦は市の予算を通さないといけませんけども、市が求められる負担の全額を特定の受益者に対して、今回は請求していくことになるであろうといったことでございます。

制度の説明としては以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 質問できませんので、私なりに理解したところで終わっておきたいというふうに思います。冒頭から申し上げてるように、県に個人として申請をされると、それが採用になったとなると、県の事業ですから、県はそれの何割かを、何割というのか、いわゆる約8割、今のケースでいうと8割程度は出されると。残りの2割は市に求められると。しかし市はそれを受益をされる、いわゆるこの事業を申し込まれた個人に請求をするんだという条例ですよね。ただし個人には求めるけども、個人にいろんな、どんな方もおられて、それが求められないという場合は減免という制度もありますよというのはここに載っておりますけども、やむを得ない理由の場合は減免制度も載せてると、そのように受けとめておきたいと思います。

もう質問できませんので、以上で終わっておきます。

川村委員長 ほかにありませんか。

吉村優子委員。

吉村優子委員 これ、予算にかかる、それだったら実際市が負担する金額というのは、事務費というのはどれぐらいになるのかというのは、これ、予算にかかわるからだめなのかな。令和2年度の予算ですか。

川村委員長 予算にかかわりますね。金額はそこで確認をしていただいて。

これ、制度としての確認、どんな流れになるかという確認ですので、今どのぐらいの金額になるかというのは一旦市に通る話ですけれども、予算特別委員会で聞いていただければと思うんですけれども。理事者、それでよろしいですね。一旦市に入る、それを個人のところに、それを受益者に求めていくという話やけども、予算には計上されていく話ですよね。

吉村優子委員 ちょっとよろしいですか。

川村委員長 ちょっと待ってください。そこの確認だけして、予算のところで審議してもらうという、 金額等についてはもう確認できない。

阿古市長。

阿古市長 この条例制定につきまして、個別の案件があるということでこの条例を提出させていただいたということはご説明させていただきました。ただ、やはりこの条例の骨格の説明については、この条例案の審議の中でお願いしたいなと思っております。それ以外の具体的な個別の金額と申しますのは、予算のところに実はもう出てまいりますので、そちらの方で、今回上程させていただいた条例案についての個別の金額のご質問等はお受けすることができるのかなと思います。委員のご質問につきましては、間違いなく事務費だけの負担で、今回の個別の案件は予算特別委員会でご審議いただきますけども、事務費だけの負担に、市の負担と

してはなるであろうという予定でおるということは事実でございます。

これぐらいのことで条例案の説明はと存じ上げますねんけども、どうですやろう。

藤井本委員 事務費は予算に乗ってくるけども、これの負担額は予算に乗ってけえへんの。

川村委員長 負担額については、予算に。

阿古市長 全て乗ってきます。

藤井本委員 そうか。市を通して。

阿古市長 出てきます。

川村委員長 そしたら、ちょっと待ってください。口々に言わない。

市長、ありがとうございました。その答弁で結構です。

今、市長の答弁にありましたようなことでも明確になるかと思いますし、内容についての 審議はまた予算特別委員会で、そしたら聞いていただきたいと思いますけど、よろしいです か、それで。ここで聞かないといけないかどうか。

吉村優子委員 この条例を可決にして、その予算のところでその金額を見て、ちょっとおかしいのと 違うかということを言えるんですか、それは。言えないんですよ。だから、そこがちょっと。 川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今回提案しております予算は、まずはこの急傾斜地の崩壊対策事業につきまして、この分担金という形を特定の受益者に求めることができるかどうかという、その制度の枠組みでございまして、この条例を持っていないと、そもそも特定の限定された受益者に払ってくださいという請求ができないという枠組みだけの話でございます。今、吉村優子委員おっしゃったように、じゃあ幾らが妥当であるかとかという話につきましては、もともと国の制度ですので国の枠組みがあるわけでございますが、それについて市がどういう対応をするかということについては、まさに予算案の問題になるかと思いますので、まずはこの条例自体は、これを持っていないと、本来特定の受益者に対して受益分担を求めることができない。それを、分担を求めることができるようにするための枠組みの条例について、今回ご審議をいただきたいというふうな切り分けでお願いできればどうかと思います。

以上でございます。

川村委員長 吉村優子委員、よろしいですか。言いっ放しでもよろしいですよ。言いっ放しで言っていただいてもいけますよ、大丈夫ですよ。よろしいですか。

吉村優子委員 いや、いいです。

川村委員長 ほかに質疑は。

増田委員。

増田委員 少しお尋ねをします。先ほど要望があってということだったので、私なりに勝手な解釈をいたします。急斜面で崩壊のおそれがあるということをある方が市に相談されて、それならこの急傾斜地崩壊対策事業でその工事をやろうじゃないかということになって、それならこ

の条例を制定しとかんと費用の負担の整理ができないから、今回この条例を制定するに至ったと、こういう流れかなという私の推測でございますけれども、そのようなことかというのがまず1点です。

それからもう一つ、ここで聞いてお答えいただけるかどうか、ちょっとわかりませんけども、このような、これに見合う、この崩壊対策事業でやるべき、これに準じたそういう問題のある箇所というのは、今、大字等から出てる要望、もしくはハザードマップ等の範囲の中で対象となるところがあるのかどうか。まずこの2点、ちょっとお尋ねをいたします。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

個別の案件と言いながら、予算の審議でもある程度箇所についてご報告しないといけないかなという中では、これは過去の災害において一旦、災害といいますか、土砂崩れのあった箇所でございます。そういった意味では、その災害の復旧に関して、本来これは民有地として私的にといいますか、土地の所有者が本来ここについて、崩壊しないように何らかの保全措置をしていただくべきであろうという一連のお話合いをずっと続けてきた中で、一方ではこういった国の補助制度も活用しながら、一定その保全措置が図れるのではないかといったことで、今回そういった時間をかけて、お互いいろんな制度の模索もしながら、調整もしながら来たといった経緯をたどっております。

もともと、この急傾斜地の崩壊対策なんでございますが、これは当然傾斜地ですので、これが山奥の人も何も住んでいない、本当に山の奥の奥と、野生の動物たちが暮らしてるようなところで崩壊があったとしても、これは補助事業ではないわけでございますので、そういった意味からしますと今回、やはりどういったところを保全をしていくかによりまして、負担割合が変わってまいります。これは先ほど生活安全課長がご紹介をしたとおりで、それが、急傾斜地の下に公的な施設等があれば、これは当然また負担割合も変わってきますが、一定それが市有施設であれば市も負担しないといけないとなりますが、これはどの場所を保全するかというのにつきまして、そもそも私有地、お家とか工場とか、そんなものが建っておって、そこを保全するためであれば、本来はこれは個人の責任でやっていただく話になりますが、一定の条件があったときに採択されるというふうなことをたどっておりますので、そういたしますと、なかなかこれに該当するところがどれだけあるかというのは、お持ちのそれぞれの個人の私有財産の使い方、ご意向、あるいはどうやって保全したいか、それが国庫の対象に該当するかどうか、いろんな条件絡んでまいりますので、これはちょっと、なかなか件数ではあらわしにくいと思います。

ただ一方では、土砂災害防止法の中でのイエローゾーン、レッドゾーンというのは、人が住んでおられる中で危険性が、ある意味注意しなければいけないよということが示された地図になりますので、こういったところは参考にはなるかとは思いますが、ちょっと件数としてどうあるかというのは、今時点ではお示しができないと存じます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。ちょっと気になったのは、これ、以前から聞いたことあるなということで、 県のホームページ見てましたら、昭和45年にこの対策事業ができたということです。逆に言 うと、そういう事業を知らなかって、こういう、今回この条例を制定するいうことは、恐ら く葛城市で初めてこの事業に乗って、この事業を活用されるというふうに思うんですけども、 そういうことをしてええかどうかは別として、このような例がほかにあって、そのようなこ とを希望される、別の住居でお住まいの方が、その条件ならうちもその事業に乗せていただ けませんかというようなことがあるとすれば、こういう事業のご紹介も広報紙等であっても いいのかなというふうに思うんですけれども、いかがでございますかね。

川村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの増田委員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

積極的に広報をというようなことでございますけども、何分費用負担の発生することでございまして、今回個別に、実際に過去の災害で崩れた場所の地権者の方からの相談もございまして、こういった事業の運びになったわけでございますけども、先ほど、ちょっと1点だけ修正をさせていただきますけども、この急傾斜地崩壊対策事業というのは昭和42年に事業が開始されているというところでございまして、基本的には保全対象に公共施設等があるか、もしくは対象斜面が大規模、先ほど生活安全課長が申しましたように、直高30メートル以上ということの条件がございます。そういった場所がどれだけあるのかというところにつきましては、先ほども答弁ありましたように把握ができておりませんけども、この事業をすることによりまして、いろんな制約も乗ってまいります。例えば急傾斜地崩壊危険区域に指定をされるということもございますので、ある意味制限もかかりながら公費を投入するというような形になります。これを積極的に広報するかどうかというところにつきましては、ちょっと個人さんの負担等の関係もございますので、個別に相談に応じさせていただきたいというふうには考えております。

川村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。ただ、そういう制度を使ってでも自分の家を守りたいねんというふうな方がおられた場合には、私はそれが1つの機会になるのかなというふうにも思います。ただ、これを見てましても、なかなかそういう、この事業を採択されて、事業を実施された例が少ないというふうなことも、県の方のホームページにも出ておりましたし、使いづらいというか、ある意味そういうふうなところもあるのかなというふうにも推測するわけでございますけれども、ただ防災に強い葛城市として看板の1つになるのかなというふうに感じたところでございますので、もしそういうふうなことがあるとすれば、それも1つの対策かなというふうに感じましたので、以上で終わらせていただきます。

川村委員長 答弁よろしいですね。

ほかにありませんか。

吉村優子委員。

吉村優子委員 先ほどの事務費なんですけど、事務費は、総額は幾らでも大体同じぐらいの事務費ですか。それとも総額の何%なのかということと、それだけちょっと確認しておきたいんです。

川村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

先ほど市長が答弁申し上げましたように、個別の数字ということではございませんで、制度の枠組みとしてお答えをさせていただきますと、県の方から市に対して負担金を請求されるわけでございますけども、その負担金の5%というふうに県の方から聞いております。 以上です。

川村委員長 吉村委員。

吉村優子委員 ごめんなさい、ちょっと聞き漏らした。そしたら、総額がすごい金額になると、その分だけ上がるわけですよね。そしたら、これは上限を設けておかなくてもいいわけですか、事務費に対して。幾らでも認めたら、その金額の何%、事務費を払わないといけないということになるのかなというふうに思うんですけど。

川村委員長 答弁。

吉村総務部長。

吉村総務部長 この事務費の請求と申しますのが、県の方から一定程度ということで率で決められておりますので、そこは事業費が膨らめば、その率に応じた形で金額は膨らむということでございます。ただ、全体の事業費からしますと20%の5%ですので、1%ということになります。

以上です。

川村委員長 よろしいですか、言いっ放しで。

吉村委員。

- **吉村優子委員** そしたらあんまり、どれぐらいの1%かわかりませんけれども、そしたら、その金額が余りに多かった場合は、県がちょっと考えていただけるということになるんですか。もう1%は1%。すいません、これ、もう言いっ放しです。結構です。
- **川村委員長** さっきの答弁から見たら、県から提示される金額やということで、市がそこのところを どう調整するかという話になりますけども、もうそれ以上答えられませんよね。じゃあ、そ ういうことで、また予算特別委員会で確認をしていただきたいと思います。

それでは、ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 この条例、分担金徴収条例という条例やから、いろいろ議論を今、されてるけども、ちょっとこの条例から外れてるとまた理事者側が言うんかと思うて、ちょっと考えてんねんけども。

川村委員長 言うてもらってから判断します。言うてください、そしたら。

岡本委員 その中で、この対象になる地域、まず急傾斜地の指定場所だけがこの対象になるのか、土砂災害警戒区域が対象になるのか。例えばそれ以外、その指定のないところでも、山間行くと、かなり急勾配のところある。そういうようなことを補助というんか、保護というんか、やっていくためにつくったものか。私は、これを全部事業費の個人負担やということになりますと、山間で急傾斜地に指定されてる区域、まだあるわけやけども、過去は100%県の事

業でやってもらったところもありますよ、合併前に。それは急傾斜の指定区域、今のこの話を聞いとると、私、誤解してるのか知らんけども、過去は県事業でやってもらったところが、これからこの制度に乗っていくということになってきたときに全て、例えば1,000万円かかりましたよ、20%個人負担してくださいよという形でいくのか。

この中を見てたら、いわゆる市長の権限でこれは減免せなあかんとか、それはできますよということには、ここには書いてあるけども、なかなかその減免が難しい。例えば、私が今住んでる家がここにありますよと。例えばこの上、この山が自分のと違うたら、住んでるのは私ですよ。その背中にある山、これ、崩壊したら誰が迷惑こうむるねん。そのために上の人に手当てしてくださいということを、これ、申出するわけや。それに対して、県事業として20%は個人負担しなさいよ、80%は県で持ちますよ、こういう制度やと私は理解をしてます。ええ制度はええ制度やけども、非常に山間の人らは、土砂災害警戒区域の中に住んでる人はおびえてはると思うし、ましてやその中の、今でも旧の新庄と言ったら怒られるけども、旧の新庄地域、急傾斜指定地域、あるわけです。たまたまくえてないけども、一部くえてるところもあるわけです。

ところが、例えばこの制度がなかったからよされへんかったんか、今まで過去に、我々担当しとるときに県の事業でやってもらった、その事業が今、ないのかようわからんけども、そこら私は心配するわけです。やってくれるのはええわけやけど、やっぱしその山間の事業で、ちょっといらおうと思うたら、今、それは規則か何かで定めてはあるんやろうけど、10メートル、30メートルというけども、いらいに行って、そんな勾配のきついところで法を切っていったら、5分で切っていったって、かなりの上まで切っていかんとできへん。だから、石積みしたかて直高5メートル以上積まれへんとなってきたら、かなりの費用がかかってくる。そんな1,000万円、2,000万円でとまるんならええけども、ちょっと行ったら1億円とかなってきたときに、とてもやないけどそんなん個人負担できへんのと違うんかなと。ここに書いてるように、下に道路走ってますよ、それはもう公共の事業でやっていくというのは、これはわかるわけやけども、いわゆる民家が下にあって、その上で崩壊をするような状況になってると。それを全てこれでやりなさいということになってきたら、本当に個人負担が大きなる。その辺をちょっとお聞きしたい。そんな、おまえの言うてるようなことは、全部事業は公共でやりまんねん、これ、すんのはほんまに一部の小さいやつでんねんというねやったらええけども、そこらは竹本課長、どんな制約がありますの。

川村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。どうぞよろしくお願いします。

ただいまのご質問でございますが、土砂災害警戒区域は、土砂とか土石流とかいろいろございますが、今回の部分につきましては急傾斜地域等を調査されてる中で、先ほど増田委員の紹介にもございました県のホームページにも出てます、一定要件としては自然崖であって、ブロック積みや擁壁等人工的な構造物がない部分で、崖の傾斜度が30度以上であったり高さが5メートル以上と、一定条件とか、それにより保全される人家が5戸以上とか、そういった条件が満たされる部分について、本来は急傾斜地法で保全義務が記載されてる、土地所有

者等が対応するのは困難であるとか不適当と認められた部分という事業条件等を踏まえた中での、採択基準というのがあった中での採択条件ということになっております。 以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。岡本委員。

岡本委員 いやいや、それはそやけど現実的に、自分なら自分がその事業に該当したということを頭に入れていただいて、住民のことやんか。どこでどう起きるのかわからんけど、やっぱしこういうことで、それは指定は、マニュアルはそうなってあるやん。言うたら、今言ってる30度以上の傾斜度も、そんなん一般の人はわからへんやんか。ほんなら、もっと言うたら、例えばそういうのを我々相談を受けたときに、生活安全課に聞きに行きなさい、生活安全課で判断してもろうて、事業に乗るかどうか相談してくださいと、こういう言い方しかできへん。この制度というのは、ほんまにええ制度やと思うわけやんか。ほんまに、言うたら100%出さんなんやつを20%で済むということは、ほんまにええ制度やねん。それはようわかりますんや。そやけども、こういう新しい制度ができて、我々みたいな議員に聞かれたら、知りませんでしてんというわけにいきませんやんか。せやから私、しつこく聞いてるわけや。せやから、もうそういうことで、今ここでそんな一々あんたが言うてることを細かく説明できへんと言うなら、例えばそういうチラシがあるとか、チラシでもつくるとして、それやったらもう生活安全課行ってくださいと。そこへ行ってもろうて、いろんな相談受けてもろうたら一番早いですわと。そうしか、今これ聞いとったら、我々は言われへん。

今、これ、予算にかかわるやつは金額言われへんと言うけども、確かにそれはそういうこ とや。ほんなら今、20%という率まで出てきた。事務費5%、出てきた。そんな中で測量調 査、設計、やっていきまんねんと。そこへ工事費に要ってきまんねんと。ほんなら、工事費 1,000万円かかったとしたときに、調査費何ぼかかるねんと。今のこの葛城市の公共委託か ら言うてたら、工事費の3割は最低かかるやろうと。ほんなら、1,000万円の事業費という たら1,300万円の事業費に膨れ上がってしまう。それの20%を払わなあかん。これも大きな 金額。せやから、例えばこの項で難しいと思うけども、この部分については満額20%もらわ んでもある程度市で負担をしましょうとか、ある程度のことを内規で決めておかないと、た だここに条例出てきてあるように、こういうことできますよというだけでは、理事者も非常 にしんどいやろうと思う。だって、岡本にはこないしたってん、杉本さんにやったらできへ んねん、そんなわけにいきませんがな。せやから、きちっと決めてあるねやったら決めてあ ると言うてくれはったらええし、いや、これからそれ決めまんねんというんなら、それはそ れでも今すぐに返答せえということは私も言いませんけども、基本的なことを、やっぱりき ちっと決めてほしい。そうしないと、本当に山間で住んでおられる方はかなり不安を持って はると思うわけやな。せやから、その不安をちょっとでも解消しようと思ったらそういうこ とを、細かいことを説明してあげんと、なかなか難しい、いうふうに思うので、まず1つ、 今、規則ができてあるのか、あるいは今できてないけども、例えばチラシもできてないけど も、そういう、私が今聞いたような簡単なチラシはつくりますよと。それを広報、今、部長 の話では広報とか、そんなばらまきみたいにできへん。これもわからんことない。せやから、 聞かれたらきちっとそれを渡しますよというふうなことが、できるのかできへんのか。今はできへんけども、後でやりますよというのか、ちょっとその辺、もう一遍竹本課長、お願いしますわ。

川村委員長 松山副市長が答弁して、よろしいですか。

松山副市長 副市長の松山でございます。

市の今後のスタンスということでございますので、ちょっと課長をご指名でございましたが、申しわけございません、私の方から答弁させていただきたいと存じます。

委員ご質問の中でお触れいただきましたように、本来はこれ、私有財産の保全であります から、全額自分でやらんなんねんというくだり、お触れいただきましたけど、そのとおりだ と思います。この事業、非常に考え方としてなかなか整理をしなければいけないのは、国で 持とうが市で持とうが、いずれにしてもその公費を、その事業費の大部分を、逆に言います と公費をつぎ込みながらやらないといけない事業ということで、どのあたりに線を引くかと いうことであります。今お住まいになってるご本人がその選択をしたかどうかは別にしまし て、ご先祖から住み続けていらっしゃるかもしれませんが、その場所で何らかの生活をなさ っていると、その場所を選んだその個人に対してどこまで負担を求めるかということもござ いますし、それから斜面が崩壊する場合に、その土地の所有の境界が斜面の法の上にあるの か下にあるのかと。通常法尻でありましょうけども、そうなりますと、被害を受けるかもし れない危険性のある人と、それから保全をするときに費用負担すべき人が別の人間である場 合もありますので、いずれにしても基本的には今お住まいの、当事者がなさったかどうかは 別にして、個人の選択行動がそのもとにあって、そこに生活の拠点があって、それに対して 公費を投入をして保全をしていくという制度でありますから、先ほどから申し上げてますよ うに、30メートル以上のそういった地形でありますとか、その受益を受ける個人のお宅の件 数でありますとか、いろんな条件が課されているものでございます。

そういった意味で、これを広く周知をしてどんどんやってくださいよという形でやればいいのか、あるいは県の方でもある一定の予算のもとに、緊急度の高い順番に採択いただくわけでございましょうから、特定のご相談を受けた場合に、それに対して市の方でも窓口を明らかにしておかないといけませんけども、そういった形でやっていくのがいいかということについてはちょっと、何せこの制度を使ってやるのが、当市としても初めて今回取り組むわけでございますので、取り組みながら、あわせて周知の方法についてはどうすべきかというのは、あわせて考えていくべきかなと思います。

それから、どうとるかではなくて、基本的には全額いただきたいと思いますが、逆に、委員の方からご指摘がありましたように、じゃあどういった場合に市長が減免、あるいは猶予等ができるかにつきましては、当然はっきりとした物差しを持っていた方がいいとは存じますが、これも逆に言いますと、どのような個別具体的なご事情があって、それがやむを得ないかということを判断するためには一定の対象事例の収集もないと、先に基準を決めておきますと、かえって現状に即さない場合も出てくるんではなかろうかというおそれもございますので、このあたりにつきましてもちょっと、きょうこの場でぜひともやりますということ

はなかなか申し上げにくいわけではございますが、いずれにしましても恣意的な運用にならないように、しっかりとそのあたりは決めていくべきというご意見を委員からいただいたというふうに受けとめまして、今後、適正に対応できるように検討してまいりたいと存じます。 以上でございます。

川村委員長 規則があるのかというふうなお問いでございますけれども。

松山副市長。

松山副市長 先ほどの答弁の中で触れたつもりでございましたが、これにつきましてはまだこの条例 案だけでございまして、規則ございません。決めるとなれば、逆にそういったときにとるで はなくて、こういったときに減免できるといった形を、内部ではそのように決めていくべき かと存じます。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、話を聞いとって、いろいろしゃべったけども初めてのことやから、いわゆる分担金条例をつくらんと新年度の予算に計上できへんという形で、分担金条例を今、制定するということやわな。せやから今、正直に言うてはると思うねんけども、やっぱりこれ、こういうことで、それは慌ててつくった条例やと思うんで、それは文句言ってるのと違うけども、できるだけ早い機会に、それは副市長から答弁してもろうたけども、やっぱり規則もつくり、いろんなことをしていかないと。とりあえず今、何件上がったのか知らんけども、予算に上がっとる。これを実行して、これをもとにいろんな制約をもう一遍考えていくと。こういうことを理事者側は思うてはりますよということで、そういう解釈でええということですやんな。回答できへんけど、そういうことにしときます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 この急傾斜地の問題、どこにご相談に行けばいいのか、担当の窓口、明確にまだ条例 が施行されるかどうかの前なので、まだ明確に決まってはおらないんかもわかりませんねん けども、その担当窓口はどことどこになるんか、ちょっと教えていただけますか。

川村委員長 吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。ただいまの質問でございます。

今回、この条例制定に至ったきっかけになります事象の発生は、2年前の台風のときの被害が起こったことによるものでございまして、その当時危機管理を担当しております生活安全課にご相談があったということから、生活安全課が前面に出てご相談に乗らせていただいておると。今も生活安全課が担当をさせていただいておるところでございます。ただ、この事業自体、国土交通省所管の事業でございまして、今後内部の組織の中でどういった担当になるかはまだ決まってはおりませんけども、今のところは生活安全課という窓口で対応させていただいておるところでございます。

川村委員長 副委員長。

松林副委員長 この問題、まだ条例が施行はされておらないんですけれども、今後また市民の方から

いろいろご相談をされた場合、どこそこの担当課、とりあえず生活安全課ということで、このように認識いたしました。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第4号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第6号、葛城市監査委員条例の一部を改正することについてを議題といたします。 本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村監査委員事務局長。

吉村監査委員事務局長 監査委員事務局の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程されております議第6号、葛城市監査委員条例の一部を改正する ことについて、説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、改正に係る引用条文の部分については令和2年4月1日に施行されることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。今回の法改正は、地方公共団体における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、また監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等が行われたものです。この改正により、新たに第243条の2に普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が追加され、それに伴い監査委員条例で引用しておりました職員の賠償責任が第243条の2の2に繰り下げられたため、所要の改正を行うものです。よって、このたびの改正は引用条文の条ずれによるもので、当該条例の運用や解釈が改正されるものではございません。

それでは、お手元に配付しております新旧対照表に基づきましてご説明させていただきます。こちらの2ページをごらんいただけますでしょうか。第9条中、地方自治法の引用部分、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項に改めます。

なお、附則といたしまして、この条例につきましては令和2年4月1日から施行といたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いい

たします。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はありますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、これより換気のためと、そして職員の入れかえをいたしますので、暫時休憩を いたします。

> 休 憩 午前11時15分 再 開 午前11時25分

川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議第3号、葛城市景観条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第3号、葛城市景観条例を制定することにつきまして、 提案説明させていただきます。

現在、葛城市における景観に係る規制につきましては、奈良県景観計画の一般区域としての規制が行われているため、葛城市全体が一律の規制内容となっております。今後、葛城市としての地域特性を生かすためのルールである葛城市景観計画を定めるためには、まず奈良県から景観計画事務の権限移譲を受けるために、奈良県景観条例を葛城市に合わせた内容に変更した葛城市景観条例を制定する必要がございます。葛城市におきましては、条例制定後に30日間の周知期間を経て景観行政団体へ移行し、同時に計画を審議する葛城市景観審議会を組織することが可能となるため、葛城市景観条例を制定するものでございます。

現在、葛城市独自の計画である葛城市景観計画の策定に向けた取り組みといたしまして、 平成30年度より住民アンケートや景観まちづくりワークショップ、また景観計画策定委員会 を開催し、令和2年の2月には、現時点における葛城市景観計画(案)の地元説明会を開催 いたしたところでございます。この葛城市景観計画(案)では、葛城市都市計画マスタープランで指定している山麓景観保全誘導ゾーン、山麓線から西側の国定公園や、金剛葛城山山麓景観保全区域以外のエリアでございます。及び山麓線東側の沿道部を重点景観形成区域と独自の施業を行えるエリアとして位置づけをし、景観審議会において承認いただけましたら、今回上程しております葛城市景観条例に葛城市景観計画を定めた条例改正を改めてお願いする予定をしております。条例改正後6カ月の周知期間を経た後に、葛城市景観計画に定めた葛城市独自の規制を行うことが可能となるものでございます。

続きまして、主な条例の内容について説明をさせていただきます。議案書の10ページをお 開きください。

第2条では、葛城市における景観に対する基本理念、青垣に守られた豊かな歴史と自然あ ふれるまちづくり葛城と定めております。

第6条では、景観計画策定及びその内容の規定、第7条では、景観計画を審議する組織と して葛城市景観審議会を定めております。

第9条からは、景観条例に係る届出等の内容について規定されております。

めくっていただいて、第18条では景観への理解を深めるための施策として規定されており、 第19条では景観審議会の組織の内容について規定されております。

めくっていただいて、最後に附則の第1項では施行期日が令和2年5月1日と定めております。これにつきましては、景観行政団体に移行する場合、30日間の周知期間が必要であるということでございます。また第3項では、景観審議会の委員の報酬について、学識経験者の委員については日額1万円、その他の委員につきましては日額5,000円と定めております。報酬の条例の一部を改正を行うものでございます。この委員会の報酬につきましては、景観行政団体に移行している6市町村の景観審議会委員会委員報酬を参考に算出したもので、平成30年度から開催している景観計画策定委員会の報償費と同額の設定をしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 この景観計画というものを先日、先ほど部長の方から説明ありましたように、地元説明会ということで、當麻と新庄と、あれは17日でしたか、27日、説明会をして、私も区長が、こういう会議があるねんということで、そのときに初めてこの景観計画なるものを見させていただいて、一遍聞かせてもらうかということで行ったんです。

まずお聞きしたいのは、ここに至ったプロセスといいますか、その経緯です。先ほど部長からあったように、ワークショップも開かれてるというふうにお聞きをしました。どこで、たたき台的には計画を立てられたということなんですけども、恐らくこのワークショップの中でいろんな、そういう有識者等が集まっていただいてこのたたき台をつくっていただいたと思うんですけども、このワークショップのメンバー、そんなんあるんやったら私も参加し

たかったなと後から思ってるんですけども。ちょっと、経緯等をお聞きしたい。

それからもう一つ、これもついでに聞いておきますが、中身で今、松本部長が説明いただきました。松本部長が説明いただいたということは、この景観条例の1つの担当部署であるかなと思うんですけども、山麓沿いの道の西側のエリアかなというふうに、私、認識してるんですけども、その周辺のいろんな課題、これ、景観ということで定義づけられてると思うんですけども、以前に私もお伺いしたことあるんですけども、兵家の区長さんからも、この地域での問題改善要望等も出されております。それにはこの景観条例に含まない項目、要するに適正な施設等の指導等、要するに生活安全課、環境課等の関係する、においであったり音であったり、そういう問題も今、山麓線上に課題として、脇田もそうですけども課題としてあると思うんです。私、この景観計画見たときに、そういう問題解決は含まれてなかったんです。それでいいんかということを、ここにはちょっと、廃棄物等のということで第9条のところには記載はされておるんですけども、もう少し横断的に部署の連携もとれるような、環境課等の関与も含んだ計画であるべきかなというふうに少し感じましたので、その辺のところのご答弁をお願い申し上げます。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 おはようございます。都市計画課の奥田でございます。よろしくお願いいたしま す。ただいまの増田委員のご質問について説明させていただきます。

まず、今回の景観計画策定に当たります過程でございますが、先ほども部長が申しましたように、現在葛城市の景観に関する事務につきましては、奈良県が策定しました奈良県景観計画に基づき行われております。しかしながら奈良県の景観計画につきましては、広域的な視点から緩やかに景観形成を誘導するような計画でありますために、広大な県域を対象とした画一的な景観ルールを適用しております。そのため、必ずしも葛城市民が大切に考えている、身近な景観が保全されるような景観計画とはなっておりません。ご存じのように、葛城市には二上山から葛城山麓に広がります山並みや、自慢できるような景観がたくさんございます。地域ごとの景観特性に応じて、葛城市ならではの個性と魅力を生かすための葛城市独自の景観計画の策定を行うために、今回、目的として策定をさせてもらうものでございます。続きまして、景観ワークショップの件でございますけども、景観ワークショップにつきましては、一般市民の方全てを対象として来ていただくことが可能となっておりますので、増田委員おっしゃられた部分につきましては、景観計画策定委員会のことかなと思うんですけども、ワークショップにつきましては広く広報しておりますので、市民の方、興味がございます方につきましては、どなたでも参加していただくことが可能となっております。

続きまして、山麓線から西側を含む兵家等の問題改善点でありますとか、あと、においとか音とか、そのあたりの件でございますけども、今回の景観計画におきましては、主に建物の高さとか工作物の高さとか、色、意匠について独自の規制を設けることを目的としておりますので、屋外におけます土砂廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積の行為につきましては、その行為の規模を超えるものにつきましては、まず届出をお願いする形にはなります。また、その届出に対して、景観になじむように配慮していただくという形の指導となってお

りますので、それぞれの廃棄物ですとか土砂盛りの条例に基づいて、撤去とかその辺の規制 はしていただく形になろうかと思います。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ちょっと、今聞いてんけど、理解しにくいんですけど。音とにおいに関しては、今のほかの規制の中で管理監督をすると。この景観計画の中には含まないというご説明なんですけども。それでいいんですかね。その幅の狭い、幅の狭いと言うたら失礼ですけども、幅の広いこの地域の景観であったり、今、タイトルにありますような良好な、それは景観の形成と書いてあるのでそうかもわかりませんけども、何かもう少し全般に渡った、この地域の環境を守るためということを、景観という見た目の計画で済ませていいのかなというふうなことを、少し懸念するので。もう少し幅広く見ていただいたらどうかなと思ったので。わかりました。その範囲でということで、景観を特に考えた計画やということで理解をいたしました。

ワークショップは幅広く募集、参加を募ってますという、今後のお話なのか、過去の話なのか、少し私、わかりにくかったんですけども。ある議員のブログ等には、私が発表してこういう提案をしましたというふうなことが載ってたので、私、あえて聞いたんです。そのワークショップの中ではまだ何も形として出てない段階で、いろんな提案をメモに書いてホワイトボードに並べて、それが基礎資料となって今回の景観計画に至ったと、私はそういうふうに、このブログの発表といいますか、報告の中から推測したらそういうことになってたので、この人たちがこの計画のたたき台をつくってんなと、それなら私も参加したかったなと。限定された方でつくられたんだというふうな推測をしたもので、今、お聞きをしたんですけれども、そこのところ、もう一度お聞きをしたい。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

先ほどの景観まちづくりワークショップにつきましては、今に至るまで合計で4回開催させていただいております。その周知方法につきましては防災無線でありますとか、あと区長さん等に周知をお願いした中で開催をしていただいておりますので、限られた方を特定して開催は一切いたしておりません。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。私が注意深く、そういうことがあるのを知らなかって参加できなかったんだなというふうに、今後注意して、そういう報道があれば見ておくことにします。いずれにしましても、この総合計画にも出ておりますし、恐らく、ちょっと私、ここ確認してないんですけども、第2期総合戦略の中にもこの山麓一帯の景観というものは、今後も大切にしなければならないと、市長も常々、そういうことをおっしゃってるので、この条例によってより今後とも適正な管理ができますように、私もいい条例をつくっていただいたなというふうに評価をさせていただきます。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 この条例の制定ということで、条例の位置づけというんか、そういう観点から質問させていただきたいというふうに思います。

松本部長の方から、県の景観計画があって、それが移譲というんですか、市の方に移るという説明から始まったんだと思うんですけども、いわゆる位置づけとして聞いてもらう、これはいわゆる景観、葛城市に合わせて、第1条のところにも出てまいります二上山とか、特性に合わせて出てるわけですけども、これは葛城市の景観計画をつくるための条例というふうに受けとめてるんですけども、いわゆる規制を、葛城市の景観を守るための規制を、規制のための条例じゃなくて、景観計画をつくるための条例というふうに受けとめてるのですが、それはそれでいいのか、まず基礎になるけども、そこから確認しておきたいと思います。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

藤井本委員ご指摘のように、今回の景観条例につきましては、まず葛城市独自の景観計画をつくるためには、まずそれを審議していただくために景観審議会を組織する必要がございます。そのためにはこの景観条例を策定しないと審議会を構成することできませんので、まずその第一段階としまして葛城市景観条例を定めるものでございます。

以上でございます。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 いわゆる条例の制定の目的、我々にもわかるんです。目的はよくわかりました。そうい う計画をつくるんだと、そのために審議会をつくったりとか、今後、そのための手続等につ いての条例をつくったんやと、こういうことですよね。

あともう一つは、これももう確認だけでいいんですが、景観計画、ちょっとうまく表現できないんですけど、奈良県は奈良県としての計画があると。ほんで、それとは別個に葛城市としての計画をつくると、こういうことですよね。葛城市は葛城市として独自の計画をと。奈良県は奈良県の計画が既存としてあるということですよね。奈良県言わはるように、山もあるところとないところとあるわけやけども、言うてそんなです。そんなに変わらないと思う。奈良県の計画を知らないから、ちょっと私の中で戸惑いがあるんですけども。いわゆる葛城市民にとってこの条例という意味の位置づけということを、さっきから言うてるように、いや、奈良県の計画がありますよ、これにも載ってますよ。葛城市は別個に、それプラスの計画をつくるんですよと。もちろん含んでと言うてもいいかわからないけども、そういう考え方でいいのか、ちょっと表現がまずいですね。いわゆる奈良県の計画と葛城市の計画、2つになるやんかと、最終的には。そのとき、どういうふうに葛城市民としては考えたらええねやろうというふうなことでお答えいただけたらいいかなと思います。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。非常に根本的なところをご質問いただいてると思います。

まず、景観条例によって守りたい景観でございますが、どの場所からどこを見るかという、 この景観計画につきましては、まずはこの観点が必要です。どこの場所からどこを見た景観

を保全するのかということがございます。そういたしますと、まず現行は景観法に基づきま して、基本的にはこの仕事、都道府県ですので奈良県が、これは先ほど課長からも説明ござ いましたように、奈良県全体を規制をするために奈良県の景観条例をつくって、具体的な規 制というか、守りたい景観の姿については景観計画というもので具体的に基準を定めるとい う枠組みでやっておりますが、まさに先ほどからご質問等でも触れていただいてますように、 二上山から葛城山につながる、特に葛城市においてはやはり西の方を見上げたときの山々の 姿等、市民にとって非常に思い入れのある部分につきまして、そこをどう守っていこうかと するならば、県の一律の基準ではなくて葛城市でもう少し突っ込んだ基準といいますか、守 っていく活動がしたいなと。これ、実は市の計画でいいますと、都市計画マスタープランの 中でもそういったことも含めて、山麓地域の景観を守っていきたいということはマスタープ ランの方でもうたっているわけでございますが、これをより具体的にやっていこうとしたと きに、まず、これは全部の市町村ではありませんが、市町村が景観行政団体となって、独自 に条例を持って独自に計画も持つことによって、葛城市で、市としてもう少し突っ込んだ規 制なり景観を守るという活動ができると。実際、先ほどのワークショップの中でも、やはり 山麓地域を重点的に守っていこう、そのためにはどうしたらいいかということについていろ いろと議論をしていただいたというふうな経緯もたどっているところでございます。

私からのご説明は以上にさせていただきたいと思います。補足があれば担当課長からさせていただきます。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

藤井本委員ご指摘いただきました、奈良県の計画と葛城市の計画との位置づけでございますけども、まず現在は、葛城市につきましては奈良県の一般区域としての計画の中で運用していただいてるものを、景観行政団体移行後につきましては、その奈良県が持っている景観計画の中の葛城市における部分、その部分のみを権限移譲していただいて、葛城市が引き継いで景観行政を行うという形になってきてきます。

以上でございます。

増田委員 結構です。

川村委員長 ほかに質疑は。

吉村優子委員。

吉村優子委員 まず、この制定については、本当に一歩進んだなという思いで感謝申し上げたいと思 うんですけれども、この中で今回、主に建物ということで、高さや色彩なんかの意匠につい ていうことで、その基準というか規制についてはこれからということになるのかなというふ うに思うんですけれども、それが1点と、それから工作物ということがありますが、この中 には屋外広告物も含まれているのかということ、その点についてお伺いしたいと思います。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

ただいまご質問いただきました基準と規制等の内容につきましては、先日行われました住

民説明会におきまして、一般区域、また今後予定しております景観重点形成区域においての 規制内容につきましてはあらかじめ、ある程度もう定まった状態にはなっておりますねんけ ども、先日行われました景観計画の策定委員会の方で、山麓線から東側の部分、吉村委員お っしゃられる看板を含めた中で規制するためには、そこの部分も重点エリアに入れていかな いといけないんじゃないかという意見もございましたので、その部分につきましては今後、 ワークショップ等を開催させていただいて、その規制の内容については決めていきたいと思 っております。

次に看板の、屋外広告物の件でございますけども、屋外広告物につきましては、屋外広告物条例施行規則の中で規制するものでございます。この件につきましても、ワークショップでありますとか景観計画の策定委員会の中で、そこを含めた中の景観の区域を定めていく必要があるのではないかというところもございましたので、今後は屋外広告物の担当部局の方と連携した中で、東側の看板も含めて規制できるような調整を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

川村委員長 吉村優子委員。

吉村優子委員 でき上がりを大変楽しみにしておりますので、また見させていただきたいと思います。 川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 葛城市独自の景観条例をつくるということやと、恐らく、言うならば一定の視点、また一定の基準で葛城市のこの景観を守っていこうと、規制をかけて守っていこうということであろうかと思うんですけども、ただ、この規制の部分で今、既存の工作物とか建物、このあたりに一定の基準、視点で規制をかけていきますよとなれば、もう既に既存の部分についてはまたそれを修正しなさいとか、色塗りかえなさいとか、いろんな形でそういうようなものもかかわってくると思うんです。今後新しく建てるものについてはこの基準にのっとって建てていけばいいんですけども、既に既存の建物、工作物、この部分についてそういう規制がかかっていけば、やっぱり多少いろんな形で、その所有者というのは予算面とかそこら辺もかかっていくんですけども、そういうふうな部分と、そこまで突っ込んだ形で規制をかけていかれるということになるんでしょうか。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

今、松林副委員長のご指摘の件でございますけども、既存の建築物につきましては今回の 規制の届出の対象にはなってきませんので、今後新しく条例制定後に建築されるものの建物 に対しての届出、また規制の対象とさせてもらう予定でございます。

以上でございます。

川村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 その景観条例の一定の視点、そういう基準というのができて、そして今後、新しく建築される建物については基準にのっとった形でつくってもらうんですけれども、既にあって、

どうしてもこれは、あるんかないんか知りませんけど、非常にこれはちょっと、景観的になかなか問題があるよと、基準にちょっとひっかかりますよという部分については全然もう手をつけないというんか、もう何も指導をしないというんか、そういうことになるんでしょうか、結果的に。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副委員長からのご意見、ありがとうございます。ただ、こういったことも含めた建築関係の法令につきましては、どんどん基準が厳しくなったりとか、いろんな変遷がございますが、既にある建物につきましてはそこまでさかのぼって、建設当時は適法であったということであれば、そこまでさかのぼっては規制はできませんので、新たな建物を建築される際に、徐々にこの基準も適用してまちが変わっていくと、そういった形になろうかと存じます。法令の施行の中で、ある程度やむを得ないのかなと思っております。

川村委員長 よろしいですか。

松林副委員長 もういいです。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっとお尋ねしたい。緑の基本計画を持ってこんかったんで、ちょっと重複するかもわ からんけども。

まず、確かにこの景観条例をつくることには意義があるし、景観保全していこうと思った ら本当に大事な条例やというふうには理解してるわけですけども、今、ここに自然景観保全 区域の指定がされてると思うわけやけども、それも山麓線とその区域の間にちょっとすき間 があいとる、もちろんそれも入り、主に山麓線の東側、大体、ほぼ山麓線からどのぐらい、 例えば2キロぐらいの範囲がこの地域に入っていくのか。どの辺まで入るのか、ちょっと俺、 緑の基本計画持ってけえへんかったから、ちょっとようわからんねんけど、それが……。こ こに入ってあるの。わかりました。これ見たらわかるというわけやな。

それと、いわゆる自然景観の保全区域の規制と、今のこの景観条例がかなり踏み込んだところまで規制かけてるんかな。届出の中見たら、ちょっと1つ教えてほしいのが、11ページの第9条の7項2号、農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更というところまで踏み込んであるわけやけど、例えばこの部分については、どこまでやったらええ、どこまでやったらあかんいうふうなことになるのか。大体、ある程度土砂の採取とか、積み上げたらあかんとか、そんなんはようわかるわけやけども。それと、今言われてるように色の問題、これも自然景観の中には色の問題まで入ってあるけど、そんな厳しくなかったけども、今のこの景観条例の中で言われる建築物の色合いとかそんなものについては、かなりのところまで突っ込んだ内容になっているのか。その点を教えていただきたい。

それから、吉村委員言われた、看板がこの工作物の中に入るのかどうかという話もあった わけやけども、もちろんそれは建築基準法から言うたらこの特定工作物という形で入ってく ると思うんやけども、ここらの高さ制限とか大きさとか、そんなんも皆入ってくると思うん やけども、その細かいやつは、これから審議会で決めてくのか。あるいはもう案、既に基礎 から決めてますよというふうになるのか。その辺も一緒に、あわせて教えてもらいたいと思います。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

まず、今後予定しております重点景観形成区域の範囲でございますけども、まず東側につきましては、脇田から香芝に至るまでの沿道部分を全て重点景観形成区域の中に含めていく予定として、今後のワークショップを開いていきたいと考えております。西側につきましては、都市計画マスタープランに入っております景観保全誘導ゾーン、旧當麻地区と新庄地区の方にそれぞれございますけども、そこのエリアの部分を含める予定をしております。

次に、届出等の規制に係る内容でございますけども、土地の開墾等の、まず届出ですけども、一般区域につきましては面積が3,000平方メートル、または行為に伴い、擁壁もしくは 法面の高さが5メートル、かつ長さが10メートルのものに対して届出の対象とさせていただく予定をしております。

続きまして、重点景観形成区域につきましては、耕地の面積が1,000平方メートルを超えて、またその行為に伴います擁壁もしくは法面の高さが2メートルかつ長さが10メートルのものを届出の対象とする予定で、現在進めております。

次に色合いではございますけども、一般区域につきましては、現在の奈良県の景観計画の中で定めている色合いをそのまま適用させてもらいます。色合いの管理につきましては、マンセル値という色合いを色相、明度等で表したものがございますので、その数値に基づいた中の管理をさせてもらう形になります。また、重点景観形成区域につきましては、若干色味を落としたようなマンセル値の値において管理していく予定をしております。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 区域については県の区域どおりということは、今の基本計画やったら大体わかるということで、区域のことはわかりました。土地についても、その高さとかを規定していきますよと。だから、法面で造成してはあきませんよと、極端に言うたら。構造物で補強しなさいよと、そういう解釈でええわけかいな。高さとか今、言うてるわけやから。ということは、今言うてる山麓線から東はそのくらい高低差のあるところが少ない。せやから、ある程度盛ってもええけども、ど派手はあきませんよということになっていくという解釈でええんかな。それだけちょっと、もう一遍教えて。あくまでもど派手はあきませんよと。構造物しかあきませんよというふうになるのか、その辺。今聞いとったら、いろんな県の承諾のとおりやっていきますよということやと思いますねん。あと、色合いとかそんなんはこれから決めていくというわけやけども、感触として、先ほど言った自然景観保全区域の規制があるわけやけど、それよりかなり厳しい、突っ込んでいきますよというふうになるのか、いやいや、それはちょっと、法律というんか、それが古いので、もう少し、ちょっときつめにしますねんというふうな解釈でええのか、その辺だけちょっと教えてもろうてええか。あんまり、もうしつこう聞きませんので。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。

岡本委員ご指摘いただきました、法面を擁壁にするとかしないとかいうところにつきましては、あくまでも開発でありますとか現地の関係の許可になってきますので、あくまでも景観条例に基づくものにつきましては、それの規模を超えるものについては届出をしてくださいと。それに基づいて緑化をお願いするとか、景観になじむようなものにしてくださいという形で、緩やかな景観の変化に対応するものかなと考えております。

次に2点目の、今回の重点景観形成区域の案のところの規制の強さについてですけども、 葛城市の西側にございます国定公園、また金剛葛城山麓景観保全区域がございます。その区域と同じ高さにするもので、それ以上のきつい規制ではございませんので、手前にある重点 景観形成区域がその次の奥にある保全区域と同じ高さですので、稜線を乱すようなものは建てれないという形になってくると思います。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 簡単に言うたら、今まで自然景観保全区域でやってると。それをもうちょっと、その山麓 の景観を守るために、もう少し下というんか、東の方までその規制をかけて範囲を広くして、 いわゆる景観を守っていきますねんと、これが1つの目的やと、こういう解釈をしておいた らええということやんな。わかりました。

川村委員長 ほかに質疑は。

増田委員。

増田委員 これ、先ほど私、2月24日の説明会行かせてもうた。そのときに、景観計画は既にもう案として、案と書いてたんか、案は書いてなかったんか、ちょっと記憶にないんですけど。きょう、こんな条例を説明するに当たって、なぜここに基本計画、景観計画が資料としてないのか。ちょっと私、先ほど岡本委員が聞かれてる内容も全てこの計画に載ってたというふうに、私、きょう持ってこなかったんですけども、車の中にあるので、とりに行ったらあるかと思うんですが、ついてるもんやと思うて出席したんですけども、なぜついてないんですか。用意できるんだったら、今からでもちょっと用意していただいて、ご認識いただくべきじゃないかなというふうに思うんですけども。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 増田委員ご指摘いただきました、今後策定を予定しています葛城市景観計画の案でございますけども、先日の説明会におきましては、現時点において策定委員会等において決めていただいた内容についてお示しはさせていただいたんですけども、最終的にその案を確定するに当たりましてはこの条例を制定していただいて、審議会においてその諮問を諮って、答申していただいた内容が計画となりますので、今回、資料としてはつけさせてもらわなかった次第でございます。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

- 増田委員 住民説明会で案を示してるんですよ。ところが議会の委員会で、担当してる委員会でその案の説明がないというのは、ちょっと私、わからない。どうなんですか、委員長。これを資料請求といいますか、つけていただいて、皆さんがその内容についてご認識をいただくことから進めた方が、皆さんご理解いただきやすいんじゃないかな。先ほど岡本委員がおっしゃってたように、ここに載ってるっていうふうな誤解もあるのと違うか。全く違うんですよ、緑の基本計画と今の景観計画見たら、全く違う話なんですよ。だから認識として、共通してこのことに関する計画のたたき台である景観計画の案を、やっぱり見るべきやと。せっかくワークショップでご議論いただいて、たたき台をつくっていただいたんですから。やっぱりそれをもとに議員も同じように共有化する必要があるのかなと、最低住民と同じように、情報の共有化をするべきじゃないかなと、こういうふうに思います。
- 川村委員長 今回その順序、手順というところなんですけれども、今言う景観計画(案)を審議会で 答申を受けて、それを受けて確定するのに条例制定が先に要るというふうに私は解釈してる んですけれども、もう一回そのあたりをちょっとご説明いただいて、そしたらほかの計画も みんなそうだと思うんです。審議会で答申をいただくのに、計画案というところに最終まと めていただいて、提出していただくというふうになってると思うんです。それは条例、もち ろんできてる中でですけれども、改正も含めて、ここに計画の策定案の出し方の時期とかい うことについて、ちょっと今、見解違うみたいなんですが。そこらあたりは、副市長、その 手順、順序というのをちょっと教えていただけますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず手順からいたしますと、景観行政団体にまずならなければ景観計画がつくれないと。 その景観計画の内容が、まさに今議題にしていただいてるように、じゃあ葛城市としてどういった形の景観の規制をしていくのかということになりますので、手順からいたしますと、まずは理事者側のスケジュールといたしましては今回の議会でご審議いただいて、まず市が景観行政団体になって、その後、今度は、今は県が圏域全体をやっておりますので、県が今度は葛城市の分については葛城市に任すようと、これも県の方の条例で審議いただかないといけないので、それを県の6月の定例会でやっていただいて。それと並行して、具体的な葛城市における規制の内容である景観計画の審議、こちらにつきまして、これは景観条例を設置いたしますと、実際に景観計画を決めることができる母体としての景観審議会が市で設置できますので、その景観審議会でご審議いただいて、大体9月ごろ、そのあたりを来年度、令和2年度中に審議をした上で、これ、計画自体は議決項目ではないのでありますが、当然、今言っていただいてますように、これが葛城市の今後の景観行政に具体的に影響を及ぼしてくるわけでございますので、12月の議会で、これは協議会になるかもしれませんけども、ご説明させていただこうといったスケジュールを理事者側では考えていたわけでございます。

ただ、それを踏まえて、確かにこれは制度の枠組みがこういったことになっておりますので、条例ではまずは景観行政団体にならないと具体的に進まないので、それを今回出させていただいてるということではございますが、増田委員おっしゃいますように、じゃあ具体的

な内容、その前提とします具体的な内容について、いつ議会がどういう形で関与するのが一番いいのかということについてのお問合せだと思いますので、理事者側からのスケジュールとしては今回そういったスケジュールを考えておりましたので、申しわけございませんが、きょうのこの今の時点では、計画案についてはご用意はいたしておりません。ただ、お時間いただきましたら、少しお時間かかると思いますけど、ご用意することは当然可能かと存じます。現時点の案につきましてご用意することは可能かと存じます。

スケジュールについては以上でございます。

川村委員長 そのプロセスも何もわからないという、多分ご不安があるということだと、そんな意見が出たんだと思います。今回条例を制定して、手順としては行政団体になって、そして審議会をつくってという手順になるということは一定理解できますので、もし増田委員求められて、そういった資料、ほかの方は持ってないですよね。ご意見ありますか。

杉本委員。

杉本委員 僕、ずっといろいろお聞きしてて、この景観条例、どういうものができ上がる計画なんかなというのがすごい気になってまして、それをつくるためにこれが要るということに納得してたんですけども、先ほどもちょっと、今話したんですけども、この景観計画上がってきた、僕ら審議できない。だから、今既に増田委員持ってはるなら、僕、それをぜひ見てみたいです。それは全くないもんやと、僕、思っとったんで、それはちょっとごめんなさい、皆さんどう思われるかはわからない。僕はそれを見てみないと、今の段階ではちょっと何とも言えないですし、案でもいいから、今もう既に、ほな増田委員に僕、コピーもらいますわ。それでいいと思います。

川村委員長 今、副市長、今すぐ準備できるのであれば、ちょっと。

松山副市長 3、40分かかるかもしれません。

川村委員長 そうですか。そしたら、今すぐというわけにはいきませんので、時間の都合上用意をしていただいて、もうこの審議ができるかできないかというか、暫時休憩しましょうか。それで、この途中から資料を提示していただいて、また再審議ということにさせていただきたいと思いますので、ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時14分

再 開 午後1時30分

川村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に資料として求めました景観計画(案)につきまして、この資料をごらんいただきまして、質疑に戻りたいと思います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

今配付させていただきました景観計画(案)につきましては、先ほど増田委員が申されました、2月24日に地元説明会で使用させていただいたものでございます。資料として不足していたことにつきましては、おわびをさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

この資料につきましては計画(案)となっておりますが、あくまでも今現在、ワークショップ等において地元さんからの意見を吸い上げた中で作成中のものでございます。参考資料程度として認識していただけたらと思います。

簡単に、ちょっと場所だけを説明させていただきます。資料の3、この後ろの方にA3のつづりで資料の3の地図がございます。この地図の真ん中、S字に1本走っているのが山麓線から165号線に通っている道でございます。これの左側、西側でございますが、この緑の部分が国定公園となっております。黄色い部分が金剛山麓景観保全区域となっております。それと、この網かけの部分です。赤のこの部分が今現在、一般の区域として規制されてる部分でございまして、今回景観計画で重点区域として規制させていただく部分でございます。以上でございます。よろしくお願いします。

川村委員長 それでは午前中に引き続き質疑を、ある方いらっしゃいましたら、質疑をお受けいたします。

杉本委員。

杉本委員 資料、ありがとうございます。それと、資料とはちょっと関係なく、こういうことをやりたいがために今、これを出されてるということで、この審議会をつくるために今、ご提案されてるわけなんですが、この審議会委員10人以内をもって組織するとあるんですけども、これ、どういった方々がなるのかというのが僕、疑問であって、仮にどういった方を候補というか、まだ決まってないと思うんですけども、例えば議員の方も入れるのかとか、そういうところ、ある程度答えていただいたら助かります。よろしくお願いします。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田でございます。杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。 現在、景観審議会が組織される前の組織としまして、葛城市景観計画策定委員会を組織させていただいております。その10名の構成についてお答えさせていただきます。

まず学識経験者としまして、畿央大学の教授の方が1名、同じく学識経験者として畿央大学の助教の方が1名、同じく学識経験者としまして、奈良県立大学の教授の方が1名おられます。

次に、農業委員会代表としまして会長の方が1名、観光協会代表者として副会長が1名、 商工会代表としまして副会長が1名、区長会代表としまして区長会長、副会長が入っていた だいてます。また行政職員としまして高田土木所長、また、同じく行政職員としまして、歴 史的な見地を持っておられるということで歴史博物館の職員の方が入っていただきまして、 合計10名の構成となっております。

以上でございます。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 今おっしゃったメンバーが、審議会に引き続いて入るという形ですかね。これ、畿央大と かの学識を持ってはる方というのは、葛城市の方ではないんですか。奈良県内の方であって という話なんですかね。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 学識経験者の3名の方ですけども、市内の方ではございません。ただ、専門の分野につきまして、建築の方について見地を持っておられるであるとか、都市計画について見地を持っておられるとか、そういう専門的な分野の方の学識経験者として参画していただいております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。そういう偉い方に入ってもらうの、大変必要なことやと思うんですけど、できるだけ、葛城市の景観のことなので、葛城市の方が多かったらいいなと思って聞かせていただいたんですけど、このまま、もうこのメンバーになるというのは変わりないんですよね。例えば議員が入るとかはないんですか。例えば議会の、議員というのは市民の代表として立たれると思うんですけど、そういう声を反映するために議員の方が入るというのは。言いっ放しでしたっけ、僕、今。もう要望として……。

(「昼から再開やから、まだ2回目」の声あり)

川村委員長 今、2回目。

杉本委員 ごめんなさい。と思うんですけども、いかがでしょうか。

川村委員長 奥田課長。

奥田都市計画課長 都市計画課の奥田です。

議会の方の報告につきましては、都市計画審議会の方におきまして報告させていただいております。今回の条例制定後につきましては、まずはこの景観審議会において答申を諮っていただきまして、その後都市計画審議会に対して、報告案件として報告させてもらう予定とさせてもらってます。また、一般の市民の方につきましてはワークショップにおいて参加していただきますので、そちらの方で参加していただきまして、ご意見いただけたらと思っております。

以上です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 最後、ほんならもう要望、これ、ちょっと新しいことで大変なことやと思いまして、僕、 個人的には議会の方の報告、いつも以上に逐一していただいて、こうなってますというのを 要望させていただきます。

以上です。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議第9号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。 本案につき提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

ただいま上程しております議第9号、葛城市営住宅条例の一部を改正することにつきまして、改訂ルール及び改訂内容をご説明申し上げます。

本案につきましては、令和2年4月1日施行の民法の一部を改正する法律の施行に伴い、 民法において規定している法定利率が引き下げられることになり、また今後は3年ごとに法 定利率を市中金利の変動に合わせて見直す変動制が導入されることとなったため、本条例に おきましても法定利率を引用した箇所の改訂を行うものでございます。

改訂内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。

葛城市営住宅条例新旧対照表、議第9号の5ページから6ページをごらんいただきたいと 思います。葛城市営住宅条例(住宅の明渡請求)第41条第3項中の年5分の割合を、法定利 率に改めるものでございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 ちょっとお教えいただきたいのが、付議案件でいえば法定利率に変わったというところの部分でしか論議できへんと思うんですけども、全体感、この条例は一体どういうふうな場面で執行されるんかなという、権能といいますか、どういうときに、どういう場面においてこういう条例が適用されるのかと。ちょっと読んでますと、第41条の第1項で、不正の行為によって入居したときにこの条例は適用されるのかなと思うんですけど、そこらをちょっと教えていただけませんか。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。よろしくお願いします。

松林副委員長の質問についてですが、法定利率を適用する場合とはということで、今おっしゃられてたところなんですけど、不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に利用する場合の利率ということで、市営住宅条例第41条第3項において、不正入居者に対し明渡請求を行ったときは、請求を受けた者に対し、入居した日から請求の日までの期間、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払いを受けた家賃の額との差に、法定金利による支払

期後の利息を付した金額を徴収することができると規定されております。あくまでも不正行 為によって入居した場合の件になりまして、今までは適用したことはないというところであ ります。

以上です。

川村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 不正の行為というのは、今まで適用されたことはないんですけど、不正の行為、例えばどういうことなのか。所得等を偽って入居するとか、そういうことかなと。要するに、こういう条例が適用される場合はどういうことなのかという、全体感をつかむ意味でちょっと確認させていただきました。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

不正入居、不正行為とはというところかとは思いますが、例えば収入や資産を偽って申告して入居した場合です。あと、また住居や勤務先要件がありまして、それについて偽って申告した者とか、あとは国税や地方税の滞納について偽って入居したとか、そういう方についての規定となっております。

松林副委員長わかりました。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第9号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第11号、権利の放棄についてを議題といたします。本案の審査につきましては個人情報に配慮して、借受人や連帯保証人などの、そういった個人の名前を言うのではなく、そういった借受人、連帯保証人などの表現でお願いしたいと思います。

それでは、本案について提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

ただいま上程しております議第11号、権利の放棄につきまして説明させていただきます。 本案につきましては、昭和57年11月9日に貸付けを行いました葛城市住宅新築資金等貸付 金におきまして、借受人につきましては平成30年9月に死亡、また2人おられました連帯保 証人が平成4年5月、平成23年1月に死亡されており、相続人も不存在というところから、 令和元年11月26日に開催されました奈良県住宅新築資金等償還事務審査会におきまして償還 不能債権と判定されたことを受け、本債権を放棄するものでございます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお 願い申し上げます。

川村委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いします。この住宅新築資金等貸付金でお貸ししてという話やと思うんです けども、これ、何に使われたか、ちょっとお聞かせ願えたらうれしいです。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。よろしくお願いします。

何に使われたかという質問なんですが、住宅新築資金等貸付金事業におきまして、同和対 策事業に係る事業でして、その対象者に対して住宅の改修の資金であるとか住宅の取得資金 であるとかを貸付けたという、土地も含めての金額です。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。何が聞きたかったかというと、土地を購入されたわけで、今その 土地はどうなってるのかというのをお聞きしたいんです。ここが担保になってたりするわけ じゃないですか、お金借りるときって。これを今、回収できないという、それはしょうがな いと思うんですけども、その土地がどこ行ったか、ちょっとよくわからないのでお聞きした いんですけど、お答えできたらお願いします。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課、安川です。

土地につきましては、現在は人手に渡っているというところでございまして、平成11年の6月30日に物件を売却されてるというときでして、その分を未償還の部分に充てておられます。その土地の登記簿に抵当権が記載されておるんですが、その時点で弁済という形で抹消されているという状況もあって、借受人、連帯保証人が亡くなられたというところも加味された中で、住宅新築資金等償還事務審査会において債権不能と判定されたというところでございます。

以上です。

川村委員長 わかりますか。

杉本委員 わかりません。

川村委員長 ちょっと待ってください、まずは質問。もうちょっと説明して。担保の部分とか、そういったことも含めてちょっと聞いた方がいいのと違うかなと思う。もう一回説明していただ

けますか。

安川課長。

安川建設課長 安川です。すいません、ちょっと説明が足らずでした。

その物件を平成17年に売却して残りを償還して、ただまだそこに加えて175万4,693円の未 償金が存在するということでございます。

川村委員長 杉本委員、今のは、売却されたお金を償還に充てはったけども、残りがまだこれだけあると。要するに担保になるものとかじゃなくて、もうそのまま売却されて、売却したお金を一旦償還に充てたけども、残ってるのがこの今の金額やということ。そういう説明と私は思いますけど、それでいいんですね。

杉本委員。

杉本委員 そうすると、この前お聞きしたとき、これ、もともとの金額450万円やったと思うんです、 一番最初。ほんで、今175万円残ってて、土地が280万円ぐらいで売れたということでよろし いんですか。どんな広い土地か、僕、知らないですけど、疑問に思うだけなので。280万円 の土地って、ちょっとその辺が、電卓たたいてわからないので聞いてます。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 返済の状況を説明させていただきます。

まず、2種類の資金を借りておられます。住宅改修資金として300万円、宅地取得資金として450万円。住宅改修資金としては、建物の改修です。宅地取得資金450万円については、土地の買受資金として借りておられるというところで、住宅改修資金については1回から112回までは償還済ということで、1万9,305円を112回の216万2,160円となっております。宅地取得資金については、116回は償還済でありまして、1万9,073円の116回の221万2,468円となっております。平成11年の6月30日に物件を売却されまして、住宅改修資金、建物の方については残りの131万2,696円を完納し、住宅改修資金につきましては完済しておられます。宅地取得資金450万円につきまして、滞納分152万5,840円と、その後の支払い分で22万8,876円の合計の175万4,716円を償還されております。残高については……。

川村委員長 それが残高と違うの。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

申しわけございません、課長が申し上げておりますことをもう一度手短に申し上げますが、資金が2種類ございます。住宅の改修と、それから宅地の取得でございます。住宅の改修の方は300万円、宅地の取得の方が450万円で、それぞれに利子がついておりますので、多少その償還の残高の、一端の債権額の合計につきましては、住宅の改修の方が347万4,856円、それから宅地の取得につきましては572万1,877円となっております。この2種類の資金がありまして、それぞれ借受人につきましては当初は償還していただいてまして、多少その回数の違いはありますが、住宅の改修資金につきましては112回の償還を行い、その残りにつきましてはその住宅の売却の費用を充てましたので完納をしておりますということを、まずはそこまでは建設課長、申し上げました。宅地の取得資金につきましては、これは116回償還を

していただいておりまして、その分の合計が221万2,468円でございます。そこに向けまして、物件の売却によりまして合計175万4,716円、これについては償還ができました。もともとの残高が572万1,877円でございますので、その差額の175万4,693円、これが現在回収できない残高として残ったままになっておりますが、もう借受人につきましても連帯保証人につきましても死亡のまま時間が経過をしているということで、今回、債権回収管理機構の方で回収不能であるという判断がなされたと、そういったことでございます。

以上でございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 今ので、流れというものはよくわかりました。もっと言うていくと、そのとき何で抵当 権が抹消できたんだとかいういろんな疑問はあるけど、その時代、その時代に応じて判断さ れたんだろうかと思います。ここへ来てこの約175万4,000円、この金額を放棄するというこ とですけど、今、副市長の話にあったように、これについては橿原にあります、この貸付金 の回収機構、ここが回収もやってるし、いろんな事務手続をやってるから、今、担当者の方 が答えるにしたって、みんな任せてあるもんね。なかなかわかりにくい部分があったのであ ろうかと思うけども、私が聞こうとしてるのは、債権を放棄すると、ほんならこの約175万 4,000円、これは葛城市の債権はなくなるねんから損やないかと、こういうふうにただ受け とめたらいいのか、いやいや、その債権回収機構の中で何らかの措置があって、これは債権 としてはなくなるけども、いわゆる葛城市としての損害額というんか、そのものはまた別個 の金額が存在するねんというものなのかを、私はお聞きしておきたいなと。これ、丸々損害 になるのか、いわゆる貸付金、例えば中小企業、ちょっとここで出すべきではないかどうか わかんないけど、中小企業の貸付金が回収できなかった場合とかやったら保証協会があって、 その分何ぼか回収できるやんかというようなのがあるじゃないですか。それと同じように、 この債権回収機構の中でのそういう手当てというんですか、それがあるのかないのか。極端 に言うと、損害額はこの額そのままですよというものなのか、答えとしては、どちらかで答 えてもらって結構です。

川村委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

損害額につきましてということなんですが、事務審査会の方から不能債権と判断されたことで、債権が葛城市の方に移管されますということで、葛城市の損害ということとなります。 以上です。

川村委員長 藤井本委員。

藤井本委員 ということは、これがいつから問題になってたのかわかんないけども、債権回収機構の中では問題になってたであろうと。しかし、もう判断で、回収する手だても何もないやんかということで、回収機構の方で不良債権とされたと。その不良債権をそのまま葛城市へ戻しますよと。葛城市さん、あんたのところの損害ですよと、損失ですよと、この考え方でいい

ねんね。いいということを答えてくれますか。

川村委員長今のを、じゃあお答えいただくんですね。

安川課長。

安川建設課長 今、藤井本委員がおっしゃられたとおりでございます。

川村委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 ちょっとこれ、説明をうまいことしてもらわんと、ちょっと一部誤解を招いてる部分があるのと違うかなと思うねんけども。要は同和対策事業の措置法に基づいて、国の補助金を借りて市が個人に貸し付けておるわけやろう、基本的には。それで、結局起債の償還金があるわけやんか、20年とか15年とか。せやからその期限来たら、一応は全部責任持って返さなあかんわけや。せやから合併までに、合併に迷惑かけたらあかんということで、旧町のときに全部返済してあるわけや、お金は。それは今、葛城市になってんから、百六十何万円損しましてんなと、それはそういうことかもわからんけども、現実的には、借金は全部もう既に返してしもうてある。せやけども、市と個人の間では残ってあるということやんか。

それで、確かに損やなというけども、そこらはそないなってあるし、ほかの物件で、いわゆる回収組合をつくって、平成17年に回収組合をつくったわけやんか。どこの市町村も、うちらは知れてあるよってあれやけども、何億という金になる市町村は、県内にも方々にあるわけや。それでこの組合をつくって、1つのところで、今、藤井本委員が言うた整理回収銀行やないけども、つくって集金しましょうかということやろう。これ今、特別会計にしてるけども、十何万円とか、いろんな金を一般会計に皆、寄附してるわけや。それは何で寄附してるかいうたら、精算できてある、それを今回収してるから一般会計に返してるわけや。そこらもあって、全部、ほんならこれ、損かと。そうではないやろうということを言いたいわけや。

何も俺、新庄がどうのこうの言うてるのと違うで。しかし、合併までにしまいせんなんやつは、しまいせんなんあかんと、合併のときに決めたわけやねん。せやから、それは責任持ってしましょうと言うてやってある。たまたま今これが出てきただけのことやって、それをきちっとしとかんと、何でおまえ、ややこしいやつ、合併で持っていったんかいうふうにとられたら、やっぱり先輩も皆、いてはるわけやからな。それははっきりしとかなあかんと思うねん。それはそれでええやん。

それと、ちょっと俺、ようわからんのは、抵当権を抹消するときに売却しはるわけやろ。 そのときに抵当権抹消するわけや。ということは今、聞いてたら、例えば500万円で売れま してんと、ちょっと金額は別としてな。500万円で売れてんけど、借金が1,000万円あります ねんと。ほんで、500万円は返ってきてんけど、あと500万円残ります、こういう解釈か。そ れを放ってあったんけども、回収銀行から言われたから放棄してもらわなあきまへんねんと。 そやけど、抵当権はもう平成11年に先に抹消してまんねんと、こういうことか。俺みたいな 頭の悪い者やったら、わかりやすく言うてくれたらええねんけど、そない言うたらわかるけ ど、何やら、抵当権を先に抹消してあるような話も聞こえてきてわからんかったさかいに、 そういう解釈でええわけか。帳簿上は借金残ってあるけども、実際はなってまへんねやと、 そういう解釈になるわけやな。そない言うたら、余計ややこしいなるのか。言いたいのは、 やっぱりこれははっきりしておかんと、合併のときにややこしいもの持ってきよったんかい と、俺、解釈をとられたら困ると思うてるわけ。どうもいろんなことを聞いてたら、そうい うやつが、何か耳に入ってくる。これがちょっと困ると。そやから俺、声を大にして言うて るわけや。

川村委員長 そしたら今、岡本委員がおっしゃった、もっと誤解にならないような答弁をしてもらわないといけないということやから、誰が誤解してるかわかりませんけども。もっと内容は深いのと違うかというような中で、できますか、内容説明は。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

岡本委員がおっしゃられたとおりかと思いますが、確かに事業でやった中で、補助事業でありますので、その分の補助金なりは受け取ってる分はあるので、丸々の損失という話、それを差し引いたらということにはならないということだとは考えます。

それと、抵当権の抹消の件なんですけど、物件を売却するのに抵当権を外したと。その売却した分を全て住宅の改修費用と土地の買収費用の一部に充てたと。それでもなお170万円ばかしの未償還金があるというところで、それも含めて回収組合の審査会の方で判断されたというところです。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員、わかりましたか。

岡本委員 わかりました。

藤井本委員 事前に国とのあれは終わってるんやろう。これをもし回収できたら、葛城市にはとにか く入ってくるという、もう入ってけえへんよというだけのことで。

岡本委員 もうかるということやろう。

藤井本委員 だから、損失にはならへんという意味合いはわかりました。みんな、わかったよね。 **岡本委員** ほんまにわかってくれたんか。

川村委員長 周りのことをご心配いただいてますので、あれですけども、今の答弁で、皆さん理解できましたか。これについて質疑があれば質問していただいたらよろしいですから。いや、わからへんというんやったらまた質問、違う方がしていただいたらいいと思いますけど。よろしいでしょうか。

では岡本委員、何か最後に意見あれば。

岡本委員 みんな理解してくれはったらええけども。後でごちゃごちゃ言われたらかなんと思って、 これを言ってるだけです。

川村委員長 ほかに質疑ないようですので、それでよろしいですね。

では、もうほかに質疑がないようでございますが、質疑ないと認めますので、質疑を終結をいたします。

議員間討議を希望される方、いらっしゃいますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第11号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

それでは、以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続きまして、本委員会の所管事項の調査案件についてであります。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いします。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告を 申し上げます。

昨年度に契約いたしました1件の方につきまして、令和元年度に家屋などの取壊しが全て 完了しており、残金の支払いも執行済みでございます。残りの2件の方との交渉につきまし ては、1件の方とは令和2年度におきまして契約できる予定となっております。用地契約が 完了した部分につきましては、順次契約に沿った工事を進めていく予定でございます。別の 1件の方につきましては、条件面等におきまして折り合いがつかず難航しているという状況 でございます。周辺の状況も変化していく中で、引き続き粘り強く努力をしていきたいと考 えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- **川村委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。 増田委員。
- **増田委員** 恐らく、私は当初に計画された道を隔てて南側に広場をつくると。そこからエレベーターに上がって駅に行っていただくという計画を、今後も計画どおり進められるというふうに認識をしておりますが、一部の議員から、道にエレベーターをつけたらこの渡り廊下要らへんのと違うかという提案もされております。それも一案かなと思ったりするんですけども、今後、そのような変更の可能性はあるのか、お尋ねをします。
- 川村委員長 エレベーター等の計画変更があるのかというご質問でございます。

安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。今まで提案いただいてた計画の変更についてですが、今のところは考えてはないというところでございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 その議員は、そういうことをお願いしたと。何か感触のあるようなことをチラシで市民の 方にも周知されてるので、ちょっと市民の方に誤解を招いたらあかんので、その辺のところ はもう少し議員とお話をしていただく方が賢明かなというふうに懸念をいたします。

川村委員長もう答えいただいたから、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 増田委員に関連するんかわからんけども、私は、名前出してええんか、吉村議員がエレベーターの設置をされたと思うんです。一番当初、合併のときにこの駅前広場計画が上がっとった。いろんな案が出たと思うねん。これだけ事業が延びるとは誰も思ってなかったと思うねや。合併して16年、通常の事業というたら大体5年で終わるべきや。それがこんな、十何年も続いてきてある。そうなってきて、今、何が一番難儀してはるねやと、まず高齢者、障がい者、この人らが乗降するのに一番難儀してはる。せやからそれは、吉村議員もそういう意見を聞いて、エレベーターを設置したらどうかという話があるわけやんな。

私も記憶に、それは忘れてるのかどうか知らんけども、一番当初、私のときは具体的な計画なかったかもわからんけども、私が議員にならしてもろうてから近鉄との負担金の話も、松本部長とか知らんやろうかわからへんけど、負担金の話もした。旧新庄のときで、新庄の駅前、忍海の駅前、JRの駅前、全て私鉄から補助金もろうてるわけや。もっと言うたら、国鉄のときは4分の1、私鉄は全国で6分の1、たまたま新庄の駅前にJRしたときには、私鉄になってた。6分の1の負担金、みんなもろうてたわけや。何で尺土だけもらわへんねんという話をした。そのときに、あきまへんねん、あきまへんねんというのが理事者側の考え方やねん。もっと力入れていかなあかんがなと、何で市に不利益ばっかり与えるのと。そのときに、いわゆる今現在の道路も含めて駅前広場をつくって、その周囲の道路を外周に回していったら、1つの方法としてるのと違うんかということも言わしてもろうた。ほんなら、後で高架の話が出てきた。何やねんと。いやいや、駅前広場の中でエレベーターをつくって、高架で向こう行きまんねんと。何でそんなんせなあかんねんと言いながらでも、少数意見やから、今、ここまで来てある。

それでも今、変更できまへんねんということを言うてるとは言わへんけども、やる気があるのかないのか、私は問題ある、考え方だけやと思うねや。こういうことやったら、エレベーターをつけることによって、例えば地下道も通れるようになりまんねんとか、今ある歩道も通れへんねやとかいうことは、恐らく言うやろうと思うわけや。ある議員と言われたって、私を指してはるのか、誰を指してはるのか、俺はようわからんねんけども、私も意見としてはそういう意見を持ってることは事実や。何でかというたら、今のこの道路、どんどん60キロで走って1日1万台、1万5,000台通る道路か。東はどんついてしもうてある。大型も通れんような道路に、接続になってあるわけや。そうなってきたら、今言うたように、仮にそういうふうに変えられたかって、十分機能を果たせんのと違うんかと。駅前広場というのは何でつくるんや、やっぱり市民の利便性が一番大事、そのためにつくるんやと。ただ単に広

場をつくるのと違うわけや。そやから、いろんなことを考えていったらそういうこともある のと違うかなという、私は個人的な意見は持ってる。

せやから、先エレベーターをつけるとしたら、急いではる部分を先につけて、今言うたように、例えば変えられるなら、その変える方法とかいろんなことを検討していったら、一日でも早うエレベーターをつけられると思ってるわけや。これから、今、買収にかかるというけども、あと1年かかるんか、5年かかるんか、それはわかりません。せやさかいと言うて、そのエレベーターをどんどん延ばして、それがええのか。そこらもよう考えるべきやなというふうに思いますので、そこらをよう考えて接続することによって、近鉄の負担金も、6分の1も当然もらえる。それと前にも言うたけども、近鉄の敷地、細う残っとる。みんな無償で借りてるわけや。無償で借りて、管理は行政がするわけや。土地代も要らへん。そういう努力をきちっとやるべきや。そうなったら、例え何ぼ事業費でも、事業費はこんだけやったって、そんだけ分もらうんやから、例え1億円、2億円の金でも私鉄からもろうたら、それだけ財政は助かるねんから、そこらも考えてするべきではないかなというふうには思いますので、すぐに返答できへんやろうけども、また後で、後日返答しますというなら返答してくれてもええし、私はそういう考えを持ってることは事実です。

川村委員長 答弁なさいますか。

松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。

今、委員の方からいろいろ意見をいただいたところでございます。実際のところ近鉄にも、設計会社にも協議はさせていただいてるところでございます。今、課長が申しましたように、地下通路のことだけを考えましたら、後々の工事をしていく中で、実際エレベーターの工事はできないということでございまして、計画の変更はできないというところなんですが、そういう、今、岡本委員がおっしゃられたようなことも踏まえて検討はさせていただいてるところでございます。

以上です。

川村委員長 よろしいですか、岡本委員。

増田委員。

増田委員 それやったら変更できないじゃなしに、変更も視野に入れて今後検討するというふうに、 私の答えを撤回してもらわんなんでしょう。先ほどは、いや、計画どおり進めますと言うて たのに、今、岡本委員から、そのことも頭に入れてと言わはったら、どっちやねんとなるの で整理してもろうて、要するに今後、そうですねと、そういう案も参考にして、変更も視野 に入れますというのが模範回答じゃないんですか、この2人の意見を統合して。先ほどはそうでしょう。変更しませんと、計画どおりやりますという答えをいただいたので、そうです かと、それならそういう仮定、想定したプランを、勝手にひとり歩きしたら誤解を招きます よねということで、懸念したことを私、提案しただけで、いやいや、変更もありますよということであればすぐに、道から横づけのエレベーターに期待されておられる方も、ちょっと、そういうふうになったらええなという期待感が出てくるのかなと。

それから、岡本委員がおっしゃってるように経費のこと、それから近鉄との交渉のことも 含めて、当初の計画と若干、今後の成り行きでは変わる可能性も視野に入れておりますとい うふうなお話に変えてもらわんと、違うんだよね、ちょっと聞いてることが。

川村委員長 岡本委員。

- 岡本委員 えらい早う言うて、俺、答えもろうて、次言おうと言うてるのに、先言うてくれたらあかんけども、要は今、それはもめる話してるのと違うわけやから、今、それぞれの思いあると思うんや。ほんで今、俺、この提案したさかい、さっき、いつも言うし、俺らがこれをせえと言う権限、何もない。せやから今、増田委員の話も俺の話も、もう一遍内部的によう協議をしてまた返答しますわということにしないと、意見出しながら、それは議員同士目標ない話してもあかんし、職員に迷惑かける話してもあかんやんか。片一方がこない言うたら、片一方になってもあかんから、意見は意見として、いろいろ検討するならしてくれたらええやん。その中で答えを出すということに、きょうはしておいたらどうかなと思うねやんな。だから、検討した結果、あきませんねんとなるのか、いやいや、こういう方法がありまんでとなるのか、まだ日にちもあるわけやから。どっちにしたって、今は1件残ってあるものを買収せなあかんし、その買収に努力していくのと、その中で、言うたら今、計画できるんなら計画をするとか、いろんな形の中でしていかんと、今ここで、こうです、ああですというのはちょっと無理やと思うから。そういうふうな形にしといたらええと思いますけど、委員長、どうですか。
- **川村委員長** もう一回、きっちり答弁してください、最後に。でないと、委員がそれぞれにご提案いただいてることの確認というのは、今回、委員会ですから、インターネット中継もありますので、きちっと答弁は、今の現状でしていただきたいと思います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 松本でございます。

申しわけございません。今おっしゃられましたとおり、検討はさせていただきたいと思います。また後日報告させていただきます。

以上です。

川村委員長 じゃあ、検討していって報告をすると。今、答え、この質問に対してはっきりした答え は出てこないということですね。よろしいですか、それで。

下村委員 1つだけ、最後に。これも関連ですよ。

川村委員長 下村委員。

- 下村委員 地元の役員さんというか、区長ないし役員さんともいろいろ相談もされてると思うんですけれども、地元は地元のいろんな考えもありますし、今後も相談しながら前へ進めていっていただきたいと思うんです。ちょっとそれだけお願いしておこうと思いまして。それだけです。
- **川村委員長** じゃあ、もう今、答弁は、一応要望ということで。わかりました。 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、本件につきましては本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきまして、理事者より報告願います。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 それでは、2つ目の調査案件であります。国鉄・坊城線整備事業に関する事業に つきまして、ご報告申し上げます。

まず、道路改良工事の部分について説明させていただきます。国道24号線より東向きの1つ目の交差点からJRまでの道路改良工事の区間につきまして、現在北側の道路擁壁、また水路及び南側の歩道の設置の工事をしております。令和2年3月27日の竣工を目指し進めている状況でございます。用地交渉につきましては昨年度に1件の方と契約をしており、本年度につきましては、間もなく契約をさせていただく予定でございます。用地買収が完了いたしました部分につきましては、順次工事に取りかかる予定をしております。未買収の用地につきましても、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、JR和歌山線柿本架道橋改築工事委託について報告させていただきます。現在、工事施工におけるボックス構造体の施工が完了しており、仮設の足場の撤去を行っております。なお、このJR施工の架道橋工事につきましては、令和2年夏ごろの完了予定となっております。その後、引き続き令和2年度内に市の施工する部分といたしまして、JR架道橋の西側、東側の取り合い部分のボックスの構造体及び道路改良工事を、令和3年3月竣工を目標に施工する予定でございます。この市施工分の工事完了後には、工事において必要となっておりました、仮移設をしておりました吉野川分水管、ガス管、水道管、下水道管の本設工事を施工していく予定でございます。このJR架道橋部分の工事につきましては長期間にわたり通行どめをしており、地元の住民の方にはご迷惑をおかけしておりますが、令和2年3月の完了を目指し頑張っているところでございます。よろしくお願いします。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問ございませんでしょうか。 ありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでありましたら、本件につきましても今回は報告のみということで、この程度 にしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、ここで職員の入れかえがあるんですが、この後、暫時休憩を行いまして黙禱を ささげたいと思いますので、黙禱が終わってから職員の方に、45分ぐらいから再開という運 びにさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

このまま暫時休憩をとります。その間に黙禱をささげますので。

そしたら、ここでみんなで黙禱しますので、45分には必ず着席いただいて、46分に黙禱を するという形にしていただきたいと思います。その間に職員の入れかえをお願いしたいと思 います。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午後2時26分

再 開 午後2時46分

川村委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては理事者より報告願います。

吉村総務部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この行財政改革に関する事項についてでございますけども、しばらく報告をしておりませんでした。何もしてないというわけでもございませんで、内部的にいろいろ作業を進めておったところでございます。

まず今回、予算編成システムの更改に伴いまして、予算の組み方を変更させていただいたところでございます。その予算書の様式の変更、事業別予算の採用をしたわけでございますけども、そういった内容につきましては、平成31年1月の議会改革特別委員会協議会、それから、その後に開催をいただいております2月15日の全員協議会で報告をさせていただいておったところでございます。その中で、予算編成の査定段階の見直し等も含めてご報告をさせていただいておりました。それとは別に、今回ご報告申し上げる事項といたしまして、事務事業評価、それから企画部で行っておりますRPA等の内容について、今回ご報告をさせていただこうということでございます。

資料を、まず事務事業評価とはと書かれたものをご用意いたしておりますので、こちらをごらんいただければと思います。行財政改革の取組といたしましては、本市では平成20年度から事務事業評価を行っておるところでございます。この資料にも書いてございますように、事務事業評価といいますのは、市が行っている事務事業を人件費を含めたコスト面や指標化した事業効果から評価し、その事業を継続するか改善するか、廃止するかを検討するものでございまして、主な目的といたしましては、まず3つ挙げてございます。職員の意識改革、それから業務の改善・改革、それから市民への情報公開ということで、大きく3つ挙げております。ただ、最も重要と考えられますのは、職員がみずから事務を見つめ直し評価することにより、その職員の意識改革を行うことで、限られた行政資源を効率的に活用できるよう事務を改善していくことであろうというふうに考えておるところでございます。

そういった目的を持ちまして、過去から継続をしてきたわけでございますけども、今年度の改革を報告する前に、昨年度の評価、平成30年度の事務の流れといいますのが、2枚目の資料にございますところに少しだけ記載をさせていただいておるんですが、評価対象事業の絞り込みというところでございます。令和元年度の事務事業評価につきましては、平成30年度の事務事業評価の対象事業から、既に最低限の支出しか行われていない事業ですとか廃止または実施されていない事業、それから現在以上の経費の縮減及び事務の改善方法が見込めない事業などを評価対象から外し、評価対象事業を絞り込んでございます。平成30年度に対象となった事務事業の数は155ございましたが、令和元年度におきましては86事業に絞った上で実施をいたしておるところでございます。

平成30年度でございますけども、一昨年まで、平成30年以前につきましては、おおむね当

初予算査定後の、年がかわって2月ごろに実施をしておりました。それでいきますと次の年の予算には間に合わないということで、丸々1年あいた後の翌々年度の予算に反映という形になることから、平成30年度はその結果を反映しやすくするために、その次の年の予算査定前の8月に実施をいたしたところでございます。ただ、この8月に実施をして、予算編成が11月から翌年の2月という時期にずれ込みますので、今年度はその事務事業評価の結果をより直接予算に反映させるため、従来の様式に予算要求の欄を追加し、令和2年度当初予算査定と並行して実施したところでございます。しかしながら、事務事業評価は今年で12年目を迎え、まだまだ不十分なところもございますが、取り組み始めた当初と比較いたしますと職員の意識も一定程度浸透し、また取り組み始めた当時とは本市を取り巻く社会情勢、財政状況も変化しておりますので、令和2年度におきましては、この事務事業評価とは別に新たな行政改革や財政改革への取り組みも研究をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、この2枚目の資料の事務事業評価の流れと、2枚目の右側でございますけども、ちょっとわかりにくいかもわかりませんが、まず一番上の担当部課長による評価を行いまして、翌年度の当初予算要求を行います。その予算要求と並行して、市長による査定とあわせて事務事業評価の最終の評価をいただくと。その結果を反映した予算で、実際の事務事業の執行をするという形になることになってございます。これでPDCAサイクルを回すというのが事務事業評価というところでございます。その後、総務部の方からは事務事業評価についてということで、以上でございます。

この後、行財政改革に関して企画部で実施をいただいておる内容について、あわせて、続けて説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

川村委員長 高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課の高垣です。よろしくお願いいたします。

A3の縦の資料をごらんいただきたいと思います。葛城市では平成29年度より、全庁業務棚卸による業務課題の可視化を前提とした業務改革を進めております。その一連の取り組みについてご紹介させていただきます。

まず1番目です。全庁業務棚卸の実施と業務課題の抽出、これは平成29年度に実施いたしました。まず業務棚卸の実施、平成29年の8月から9月の1カ月の間で行っております。棚卸データの課別の集計、分析作業を実施しました。その結果を、理事者向けの報告会の実施を平成29年の12月に行い、その後、職員向けに分析結果報告会を、平成30年の1月に行っております。この業務棚卸の実施目的なんですけども、業務特性や業務量を捉え、現状の課題を可視化することで、時代の変化に対応できる機動的な執務体制の実現を目指すというもので、実施内容といたしましては、対象が葛城市の全職員、非正規職員を含む約430名の者に対して実施しております。方法としましては、業務内容調査シート、エクセルシートへのデータ入力作業を行っていただきました。中身といたしましては、勤務場所、業務名、業務にひもづく事務分掌規則、業務の種類、課内の協力者、業務頻度を週単位、日単位、月単位、年単位で、1カ月間で調査をいたしたものでございます。

この平成29年度の業務棚卸集計の企画政策課のサンプルデータをごらんいただきたいと思います。まず、事務分掌規則ごとにデータを並べております。先ほど申しました、棚卸のエクセルデータの年間業務量を集計いたしております。それをグラフ化いたしまして、構成比であらわしております。この色のついておるところの構成比、累計なんですけども、上が80%以上のものを緑で示しておりまして、Aランク、その次の黄色い部分、95%以上の構成比累計の部分をBランク、その他のものに対しまして、Cランクといたしまして、この一番最上位の80%以上の業務、Aランクに対しまして、最優先課題の改善業務として位置づけさせていただきました。

それに基づきまして、次の部分なんですけども、業務棚卸集計データにより導き出された 葛城市の業務課題といたしまして、1番目といたしましては、業務棚卸の申告時間と勤怠実 績との数値の乖離が大きかったと、これは実務データと出退勤管理との差があったというこ とでございます。その問題点といたしまして、約1カ月で1年分の業務量を調査したため、 精密な数字になっていなかったと。問題の原因として、各職員の業務実績管理ができていな い。課題として、日時単位での業務内容を可視化する必要があるということで、施策として 全庁業務日報の試行導入ということになります。

2番目といたしまして、職員PC操作問い合わせ対応、年間1,500時間、しあわせの森公園の維持管理、年間1,900時間、これは一例なんですけども、そのような事例が見れました。問題点といたしましては、新規事業や今後の重要重点施策に時間をかけていられない。既存業務に無駄が多く、新規事業や重点施策への時間が捻出できていない。それで、課題といたしまして既存業務のプロセス改善を行う必要が出てきました。それで、施策といたしましてRPA(ロボティック・プロセス・オートメーション)の実証実験をすることに至っております。

最後に3番目なんですけども、庁舎の維持管理業務、年間1,200時間、市長決裁のための 庁舎間移動にかかる時間、年間2,400時間、別庁舎での窓口対応当番、年間1,700時間などが 読み取れました。2庁舎体制による業務負担が高く、行政サービスの低下を招いておるとい う問題点が出ました。問題の原因としまして、職員目線でのファシリティマネジメントが行 われていない。課題としまして、庁舎内のサービス提供及び部署配置のあり方を再検討する ということで、施策として執務室レイアウト変更によるスペース確保及び部署毎の業務関連 度に着目した配置の変更を行うということになりました。

次のページに移ります。2番目、課題解決に向けた施策といたしまして、1番目、業務日報(通称JVC)、これはジョブ・バリュー・クリエーションの略でございます。の試行導入を、平成30年11月1日から令和元年10月31日の1年間行いました。これは非常勤を含む全職員を対象に、事務分掌及び事務分担別の日時単位の業務量調査を実施したものでございます。1日約3分程度でエクセル表に入力できるもので実施いたしました。集計においては、人員配置の最適化や業務平準化施策の検討など、業務改革のPDCAサイクルの実現を見据え、部署別、事務分掌別、月別にデータを蓄積しております。

JVCの集計データサンプルをごらんいただきたいと思います。入力したデータの集計例

でございます。係名、事務分掌名に基づきまして、毎日入力したものを月ごとに集計しております。この算出方法なんですけども、累計時間に対しまして工数というのが上の方にございますけども、工数は月間の所定労働時間、いわゆる実際にかかった労働時間割る月間の法定労働時間、月間の法定労働時間は下に書いておりますように、7時間45分の月の労働日数で計算しております。それに基づきまして工数を捻出しております。

試行導入を終えての所感でございます。1番、事務分掌別定量分析により、全課において 課の庶務の業務量が上位を占めていることが判明したことから、文書管理等の全庁共通業務 の効率化、標準化の検討をする必要がある。2番、月別の定量分析により、事務分掌ごとの 繁忙時期が可視化できたことから、課をまたぐ業務のフォロー体制の更なる強化等の業務平 準化に、早急に検討する必要があるということがわかります。

次に、2番のPRAの実証実験でございます。1番目の葛城市単独での実施、これは平成30年度に行いました。業務棚卸データをもとに検証用の1業務を選定しまして、RPAへの適用、これは具体的には健康増進課のスポット雇用賃金の支払い業務に適用したものでございます。RPAの導入効果といたしまして、システムへの転記作業の時間短縮、1時間かかっていたものが約4分で処理できるということと、転記ミスの抑止に貢献ができました。実運用に向けた課題といたしましては、RPAの適用業務拡大と、RPAの構築体制整備との投資的な効果の向上策が必要であるということが課題になりました。

次に、2番でございます。奈良モデル事業推進補助金を活用した橿原市との共同検証でございます。これは令和元年度の補助事業で、現在実証実験中でございます。同一業務における現行業務フローの団体改革を通じ、広域での標準的かつ効果的な業務プロセスを検討、業務の自動化及びプロセス省力化を見込める業務に対してRPAを適用し、将来的な共同調達の可能性を模索いたします。広域連携によるスケールメリットを発揮し、個々の市町村の人的、財政的負担の低減を目指しております。下に示しておりますのが業務フローの改善例でございます。これは橿原市と一緒にやっておる事例なんですけども、指名業者の入札管理システムのフローをRPA導入前とRPA導入後で見直し作業を行っているイメージでお示しさせていただいております。下の業務フローのRPA導入後のAI-OCR、ウィンアクターとある部分が、これがRPAの部分に当たりまして、それを入れることで省力化を図るということで、現在実証実験を行っております。

最後に、3番目の執務室レイアウトの変更及び部署毎の業務関連度に着目した配置の変更、 平成30年度より実施して継続いたしております。葛城市の業務改革推進プロジェクトチーム 会議によって検討されました。庁舎の執務室のレイアウト変更、教室型の配置から島型へ変 更をする、を順次進め、執務室に余剰空間を創出、また人権政策課の建屋移転により、市民 生活部の指揮命令系統の効率化及び部門間の連携の強化を実現しております。これは参考に 写真で挙げさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、企画政策課からのご報告を終わらせていただきます。

川村委員長 ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等、ございませんでしょうか。 ありませんか。 (「なし」の声あり)

川村委員長 ないようでありましたら、本件につきましてもこの資料をよく、またこれからごらんになっていただきまして、本日はこの資料の説明という程度にとどめたいと思います。

次に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして理事者より報告願います。

高垣企画政策課長。

高垣企画政策課長 企画政策課長の高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況についてご報告させていただきます。令和元年の4月から令和2年の1月までの利用状況について、ご報告申し上げます。なお、令和元年の10月1日にミニバスルートの一部を予約型乗合タクシーへと改編するなど、これまでの運行形態とは大きな変更が起こっております。

令和元年4月から令和2年1月における運行日数は298日でございます。1日当たりの利用者は、環状線ルートが94.64人、ミニバスルートが37.74人で、合計132.38人でございます。また、10月から運行を開始いたしました予約型乗合タクシーの運行日数は115日で、1日当たりの利用者は2.10人でございます。ルート改編前からある4月から9月と、改編後の10月から令和2年1月におけます各ルートの1日当たりの利用者数を比較いたしますと、環状線ルートは1.51人の減少、ミニバスルートは0.71人の減少で、合計では2.22人の減少でございます。また、4月から9月におきますミニバスルートのE及びFルートを、10月から令和2年の1月におけます予約型乗合タクシーの1日当たりの利用者数と比較いたしますと、4.08人の減少でございます。

次に、利用促進に向けての取り組みであります。マイ時刻表につきましては平成28年11月より発行しておりますが、本年度は30名の方に63件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、高田市立病院となっております。また、スマートフォンやパソコン等を使用して、葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるNAVITIMEやジョルダンによる時刻表インターネット検索も、平成29年9月から導入しております。今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載をはじめアンケート調査の実施、利用者に対する聞き取りを行うなど多角的に分析を行い、利用促進に努めてまいります。

なお、利便性を高めるために、3月1日から予約型乗合タクシーのFルート(笛吹・梅室ルート)の運行時間を一部見直しております。12月議会でも申し上げましたが、Fルートの第1便目を約30分早めまして運行するダイヤに変えております。今のところ問題なく運行できております。

最後に葛城市の環状バスを、大和高田市立病院の敷地内への乗り入れに向けて、現在大和 高田市と協議を進めております。今後も更なる利便性の向上に向けて調査検討を行い、見直 しについての協議を行っていく予定でございます。

以上でご報告を終わります。

川村委員長 ただいまご報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 1つは乗合タクシーです。30分、1本抜いてたやつを30分前倒しで、1つ、結局もとの回数に戻ったということでいいんですか。それか、3便に減らしたけども、3のうちの一番先に出るやつを30分早めて時間に間に合うようにしたと、そういうことですね。ということは、もとの計画どおりにコスト的には動いてると。ただ時間を早めただけやと。その了解を、タクシー会社さんに了解してもろうたと。そういうことで、こちらといいますか、市民の声を反映させてもらった成果かなというふうに思います。

もう一つは、高田市民病院の乗り入れのお話をしていただいてると。現状は税務署の方まで行って、あそこでUターンして戻ってくる、あの往復の間のロスを直乗りで省けるやないかと、こういうことかなと思いますけども、これ、結構いろいろと障害があって、おまえのところの車入れたら、うちの敷地、邪魔になるということ、簡単に言うたらそういうふうなことかと思うんですけども。その辺のご協議をいただいてる感触として、これ、やっぱり乗り入れさせていただくことで非常に、先ほど言ったロスも省けるかと思うんですけれども、まだ今の段階ですと乗り入れのお話、了解を得てますとまでは言えないとは思いますけども、めどとしてどんなもんでございますやろう。市長同士のお話もあるかなと思いますけれども。

川村委員長 阿古市長。

阿古市長 実はこちらの方の予算も入れております。乗り入れに関しましては、いろんなご意見がありました。当然葛城市としては直接入りたい、高田市としてはいろんな問題があるということで、それの調整に約2年ほどかかってしまったというのが実情です。でも、やはり市民の利便性を最大限考えますと、どうしてもお願いしないといけないということですので、乗り入れに際しましては予算計上しておりますのが、乗り入れる高田の市民病院のロータリーのところの、今ですとうちのバスが乗り入れることによって、当然のことながら高田のコミュニティバスも乗り入れておりますので、それのためのスペース拡大をしないといけない。ですからその工事費として、1回分の200万円が要るということです。ただ、委員おっしゃっていただきました、今現在かなり遠回りしておりますので、それの年間の経費が約170万円かかってるという試算がございますので、それが解消できましたら、単年度でほぼその工事費が出てくるのかなという思いでいております。ただこちらの方も、高田市さんとの話し合いは内々にはついておるところなんですけども、やはり正式にその作業が始まるまでは、あまり大げさにいろんなこと言いますと、いろんなご意見、多分出てくるのかなと思いますので、その辺は慎重に、何と言いますか、情報提供させていただいてるような状況でございます。よろしくお願いいたします。

川村委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういうことで、効率化を図っていただけるかなというふうに思いますけども、今、市長からもお話ありましたように、市民病院に高田市のコミュニティバスも乗り入れをされて、一緒になるといいますか、同じように敷地内を利用させていただいてると。そのバス、尺土の近くまで、高田市のいっぱいいっぱい葛城市寄りまで来られてるんですよね。ところが高田市の、こんなこと言うて、いや、高田市のバスやからというお話

になるかもわかりませんけども、高田市のバスが尺土の近くまで、万代の近くまで来られてるという利用というのはいかがなものなんでしょうか。それは協定で、両者乗り入れの利用とかというのも将来的に考えられるんでしょうか。御所のコミュニティバスも同じようなことが言えたら、葛城市からの乗り継ぎ手段としてそういうことも将来的に考えられるのかということも、もしご返答いただけるようでしたらお願いします。

川村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいま増田委員のご質問ですけども、当然高田市のコミュニティバスも、葛城市民の方も乗れますし、ダイヤの問題が一番大きくありまして、乗るのは問題ないんですけど、そこらの調整は今後協議も必要になると。また今回の乗り入れに対しても、ダイヤの調整も必要になりますので、協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 増田委員。

増田委員 乗れるということであれば、そういう時刻表も葛城市民の皆さんに、そういう市民病院を 利用される方に、情報として共有化していただくのも1つの方法かなというふうに思います ので、今後ご検討よろしくお願い申し上げておきます。

川村委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 南ルートを乗合タクシーに置きかえて、バス運行ルート、身軽になって、今後ずっと 経営していけるという形をとっていただいたと思うんですけれども、これで完成ではないよ と、またもっともっといろんな要望があるので、市民の皆様の意見も反映させていっていた だけるという、このように理解しておるんですけれども、私もちょっといろいろ、どこの大字とは言えませんけども、あそこの大字の細い道にミニバス行っとるのに、何でうちのところ回ってくれへんねんとか、そういうご要望もいただいておるんですけども、今後、また市民の皆様の、例えば大字別とかいろんな形で地の利がありますので、そこらの要望を吸い上げるというのか、そういうことはお考えなんでしょうか。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

公共交通につきましては、非常に難しい問題がございます。まず、じゃあ走らすと皆さん乗っていただけるんですねという話もあるかと思います。といいますのは、営業として成り立っておれば、そもそも奈良県であれば奈良交通を中心とした民間の交通事業者、あるいは鉄道事業者がその場所で営業運転をしているわけでございまして、そうはなっていない。残念ながらこれ、お互いさまの部分があって、どちらが先かという話はあるんですが、一方では公共交通で十分カバーできていないので、例えばマイカーを利用されて、そうするとますます乗られる方がなくなって営業が成り立たないといったこともございますので、これは必ずどこの市町におきましても、村におきましてもこの問題は出てまいります。これを民間の交通事業者だけではなくて、どういった形で支えられるのかということを考えていくのが地

域公共交通活性化協議会という仕組みであり、これが国全体の仕組みなんです。

したがいまして、この中で決めたことについては、逆に一定の補助金を出しましょうとか、市のバスとして走らす場合には、その運行経費について一定の措置があったりと、こういった枠組みになっておるわけでございますので、あくまで地域の利用、ニーズをしっかりと見きわめた上で、それをどの仕組みでその交通を賄っていくかということについては、よく考えていかなければいけないと思います。バス路線をいたずらにふやして、本数をふやして、今もご批判を受けてますように、空気を運んでいるではないかという状態が更にふえるということは、これはあってはならないことでございますし、一方では今回のE・Fルートにおきましては、そういった意味では必要な時間に必要な最小限の合理的な形で、タクシーの形で走らすということもございますので、このあたりは現場のニーズを的確に吸い上げながらいろいろ変えていきたいと、変えていくべきであろうと考えております。

したがいまして、これ、副委員長申されましたように現行の運行形態、これは実証実験で ございます。この中でいろんな、葛城市にとって一番いい形がどういう形であるかというの は、これは引き続きいろいろ検証、検討していかなければいけないと思っております。 ご意見ありがとうございました。

川村委員長 松林副委員長。

松林副委員長 今、最良の運行形態という、経営の面で非常にロスの少ない、効率化の面で非常に今、一番最良の運行形態であろうかと、このように思うんですけども、だけど時代は少子高齢化でさまざまな事情があって、そういう経営の面で、ロスの面で非常に効率化を求められる部分もあると思うんですけれども、これは、今は最良であってもまた事情は変わってくると思うんです。やっぱりそういうような中にあっても、少子高齢化の影響によって非常に影響を受ける市民の皆様の意見も、やっぱりその中に織り込んでいっていただくという、当然そういう非常に難しい部分はあると思うんですけれども、極力、これで完成形ではなしに、やっぱりそこらも非常にご配慮いただきたいなと、このように思うところでございます。

川村委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 ちょっと簡単に、このコミュニティバスの時刻表、パソコンの中でもNAVITIMEと ジョルダン、載ってると思うんですけども、これ、どれぐらいの方が利用されてて、推移と いうか、そういうのを今、ちょっと急に言ってわからなかったら後でもいいと思うんですけ ども。もう1個、今どんな年代の方が乗られてるかという統計みたいなのもあったら。それ はちょっと難しいかもわからないですね。何が言いたいかと言ったら、この時刻表、ちゃん と皆さん周知されてるかなというところがあったので、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

川村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問のNAVITIME、ジョルダン、2つのソフトで案内して

おりまして、月当たり約200件程度の検索件数があるということでございます。それと、対象年齢の調査は具体的にはしておりませんねんけど、想定が、高齢者の方を想定した移動手段の確保という公共交通の位置づけでございますので、高齢者の方を主にターゲットとして運用はしております。ただ、数値はございません。

川村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。この前の一般質問でもちょっと、ホームページに力入れてくれという話をしてて、予算にも上がってきてるんですけども、こういうところもやっぱりもうちょっと周知して、これが正解かどうかわからないんですけど、今ちょっと、それは参考にしてもらっていいと思うんですけど、東京とかやったらタクシーのアプリがすごくて、どこにタクシーがおるとか1発で出るような仕組みになってるんですけども、時刻表をぱっと載せるのもいいんですけども、そういうのもちょっと視野に入れて考えていただきたいと思います。

以上です。

川村委員長 もう答弁求めませんか。

ほかにございませんか。

ほかにございませんか。

増田委員。

- **増田委員** 私、昨年総務建設常任委員長を務めさせていただいて、この公共交通の法定協議会にも参加をさせていただきました。ただ、出席に当たって十分な予備知識等を備えてなかったら、その貴重な場所で議会として、議員としての要望なり市民の声を伝えることができなかったという、非常に、もう少ししっかり事前に勉強しておいたらよかったなという反省もございましたので、先ほど副委員長がおっしゃられてたような、いろんな市民の皆さん方からの声であったり、議会としての法定協議会に対する意見とかというのは、この委員会でしっかりと意見を出し合って、それを法定協議会の方に持ち込んでいただくといいますか、その場でご意見をしていただくことが、非常に意見のつなぎやすい場であるのかなと。この場所で、市長にいろんなこのことに関することを伝えても、最終的には先ほど説明ありましたように法定協議会での協議で決定をされるという仕組みになっておりますので、この場所でいろんな意見を上奏していただいたらどうかなというふうに思います。
- **川村委員長** ご意見ありがとうございます。私もじゃあ、しっかりときょうの意見を吸い上げて、次の、この月末にありますので、持って行かせていただきたいと思います。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようであれば、本件につきましても本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、政治倫理条例の内容検討についてを議題といたします。本件につきましては、昨年6月定例会において、当時の藤井本議長より政治倫理条例の内容検討についての発言があり、協議する場について検討願いたいということで、当時の議長、議会運営委員長、議会改革特別委員長で協議をされた結果、議会改革特別委員会で協議することになり、その後、議会改革特別委員会の検討項目としての協議をしてまいりましたが、昨年12月定例会中に、今

後この条例の検討を進めていくに当たり、条例の所管が企画部人事課であることも踏まえまして、所管である総務建設常任委員会の調査案件にしてもらいたい旨のご意見もあり、12月定例会におきまして、本委員会の所管事項の調査案件として審査をしていただくことを決定いただきました。そして、本年2月13日に総務建設常任委員会協議会を開催し、本委員会として政治倫理条例の内容検討を進めていくに当たり協議をした結果、全議員にかかわることもあるので、議長に対して申入れを行い、2月25日開催の議会全員協議会で議題として取り上げていただき、協議を行いました。その際も、議員各位よりさまざまな意見を頂戴し、今後も引き続き検討していくことを確認していただいたところでございます。

本日は、本委員会の調査案件となって初めての委員会でもございますので、これまでの経緯も踏まえて、今後の検討方法などにつきまして委員皆様のご意見を伺いたいと思っております。この件に関しましては、今後理事者の部分をどうするかというところも検討の中に入っております。もちろん理事者のご意向も聞かないといけないということでございますので、今何も、我々議会としても理事者に対してこうであってほしいとかいうような意見はまだ出ておりませんし、今後、この話につきましてはゆっくりと進めていきたいと思っておりますが、まず今回の発議者でもあります前議長の藤井本委員がこの委員会に所属しておられます。発議いただきました経過も踏まえまして、一応内容の方をご説明いただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

藤井本委員。

藤井本委員 ありがとうございます。それでは、今の経緯も含めまして説明させていただきたいというふうに思います。これ、今回初めての委員会になりますので。

そもそも、この条例の改正をしようということでお話をさせていただいたきっかけとなりましたのが、一昨年ございました政治倫理審査会にかけさせてもらった事件、案件というものがありました。これは議員、また理事者の方も記憶にあろうかというふうに思います。昨年の6月にその結果というものが出たわけでございますけど、政治倫理審査会から出たわけでございますけども、その政治倫理審査会の皆さん方の言葉の中に、また回答の中に、この条例の中に曖昧な表現があるというような、そういった回答をいただいたわけでございます。それについて具体的に申し上げますと、皆さん方にお配りしております第2条の5項でご

ざいます。市から活動及び運営に対する補助金の助成等を受けている各団体の長に就任しないこと。この部分が受けたわけでございます。この助成また補助に関してということですけども、今までは、ただ単に今の言葉、この補助を受けた長には就任しないこととなっておったわけでございますが、政治倫理審査会にかかった案件では市のお金が一旦県の方に入って、そこから県の方から補助金ということで受け取っていたということで、これは間接的に一旦県に行ってから、県から受け取っていたということで、間接的なのでこれは該当しないという結論を、政治倫理条例には該当しないと、違反としないということの回答を得たところでありますけども、その回答の前に、ちょっとこの部分だけは直接、間接というものがないので、ちょっと曖昧という言葉があったわけでございます。それを受けまして、これを見直しますと、私、当時議長をさせていただいておりましたので本会議場で申し上げて、これの改

正をしようということに至ったところでございます。

先ほど委員長からございましたように、このことについては議運の委員長、また6月に出ましたので、議会改革特別委員長らとお話をして、これからお話を進めていきたいと、改正に向けて話を進めていきたいといったときに出した書類が、この書類でございます。ここに、理事者側から出るときは、左は旧の条例ですよと、ほんで、右は改正後の条例ですよということで出てくるわけでございますが、今回つくらせていただいたこの書類は、改正を提案する中において、この部分、赤の部分をご検討いただきたいということで、赤字でさせていただいております。今までは直接とか間接という言葉が抜けておりましたけども、直接、間接にかかわらずという言葉を入れさせていただきました。また、今までは長だけだったけども、ほかの自治体を見ると正副というふうになっておりますので、これもご議論いただきたいと。正副にしてくださいとして言ってるんじゃなく、正副のご議論をいただきたいと。

あともう一つはこの政治倫理条例、平成17年ですか、合併してすぐにつくられたわけでございますが、そこから変えることなく、問題点というんか、私が今回議論すべきだなと思いましたのが、これについては市長等は除くと、いわゆる市長等はというと、市長、副市長、教育長を指すということになっておりますけども、この市長等は除くは、何でもなりますよということになっておりますので、ここについても見直す時期にあるんじゃないかなということで、これもご議論をしようということで、その部分を市長も議員も同じように考えたらどうやろうということでつけさせていただいたのが、市長等及び議員の職務上の正当な権限に属する場合を除く、これは文言としてわかりにくいです。また訂正も必要かなというふうに今、感じておるところでございますが、これはいわゆる議員も充て職というんですか、議員として、議会代表として行く団体もございます。そこに助成、補助金というものも出されているというのもあります。市長なんかが、市長も副市長も、副市長として何らかの団体に属される、そこの長になられるといった場合は、これはもう関係ないですよという文言をつけ足したところでございます。そして、旧の市長等は除くという部分を削除したということのわけです。

最後に、この条例は令和4年4月1日から施行するというふうに入れましたけども、この 日時、この辺も皆さん方にご議論いただいたらいいのかなと、この部分もご議論くださいと いう意味でここは赤字にさせてもらって、何もこの日からという、何の根拠もないところで ございますけども、1つ言えるのは、これは大事なところでございますので一定期間は必要 であろうかということで、ある程度の年数をかけたところでございます。

話は冒頭に戻りますけども、政治倫理審査会からの曖昧な部分という部分、これはやりたいなというのが1つと、市長、いわゆる理事者側にも関係する部分があるわけでございますので、先般の協議会では理事者側のご意見も聞きながら、今後議論を進めてまいりたいということで終わっておるところでございますので、ご理解を得ながら、これについてご議論いただけたらというのが私の願いでございます。

以上です。

川村委員長 ただいま発議者でもあります藤井本委員の方から、この発議に至る経緯といいますか、

その内容について、政治倫理審査会の回答の中からこういった課題について抽出をしていただいたところでございますが、今、今回の資料につけております平成17年の葛城市政治倫理条例、これ、合併してすぐにできてきたわけでございますけれども、この内容もしっかりと皆様に熟知をしていただきまして、会議録等につきましても、検索でできますね、検索システムで……、議事録は出てこない。

(「古いので」の声あり)

川村委員長 古いから出てこないんやね。当時の議論については、もう検索システムの中にはございません。ただ、一応目通しをしていただきまして、この件につきましてはこの委員会の所管でありますが、私といたしましては、委員会では理事者のご意見等も聞きながら進めてまいりたい、そして議員全体にもかかわることでございますので、議長に申入れまして、議長主導の全員協議会の中で、議員、またここの委員外でいらっしゃいます議員にもお話をいろいろと聞かせていただいて進めていきながら、またこの所管に戻して報告をさせていただこうというふうに思っております。

初めてのことでございますので、きょうは、先ほど言われたように、この新旧対照表につきましてはたたき台として上げてるだけで、決定とか、今回こうしますという、発議者の藤井本委員はそんなふうにはおっしゃっておられませんので、この内容につきましてもどんなふうに変更していったらいいのか、また変更する、しないも含めまして、皆さんにこれからご議論いただいて進めていこうかと思っております。

きょうはそういったことで、理事者にもご出席をいただいておりますので、今の段階でどんな方向で考えていらっしゃいますかというても、なかなか答えにくい状況でもあるかと思いますが、もしこのことにつきましてご意見があるようでしたら、理事者の方のご意見を今回は賜ってもいいかなと思うんですけれども、いかがでございますか。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。このたび、こういった議論に参加させていただいて、まことにありがとうございます。

まずもって当条例につきましては、当時議員立法として議会に提案なされて決まったものであろうかというふうに認識をしておりますが、この規定の対象につきましては市長等ということで、市長そして私副市長並びに教育長もこの条例の対象になっております。また、実際には先ほどもご紹介がありましたように、運用並びに審査会につきましては市長部局の企画部人事課が事務局となっておりますので、そういった意味では冒頭委員長からご説明いただきましたように、今後の議論においても当然市長等並びに事務局としましての企画部、あるいは人事課につきましてはこういった形で参加させていただいてご議論を進めていただくということに対して、よろしくお願いしたいと存じます。内容につきましては今後のご審議の中で、また機会がありましたら発言することもあろうかと思いますが、運営の方法につきまして、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

川村委員長 本日は、今、理事者の方からもご答弁いただきましたが、初めてこの委員会で調査事項

という形でスタートいたします。いろいろと皆さんご意見を持っておられると思いますし、協議会でも一定、議員のいろんな、さまざまな意見はいただいておりますが、これはやっぱり理事者との対話の中でも進めていくべきところでございますので、きょうはまずこういったことを提案して、これから進めていくということを確認、それでよいというふうに、今は理事者の方から言っていただいたように思いますので、これから、今後においてこういった形で熱い議論をまた交わしながら進めていきたいと思っておりますが、この進め方につきまして、特にこのことだけは言っておきたいというような意見がありましたら伺っておきますが、いかがでございますか。委員の皆様、どうですか。

岡本委員。

岡本委員 理事者もおいでで、ちょっと理事者から教えてほしいんですが、今、補助金の中で直接補助、間接補助と書いてるわけやけど、私、ようわからんのが、その補助金の中に間接補助と直接補助が実際、あるのか、ないのか。あるとしたら、間接補助とはどんなものかというものを教えてもらいたいというふうに思います。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 この条例の話ではなくて、一般的に行政が使うときの直接補助金、間接補助金というのがどういうものを意味しているのかというご質問だと理解いたしまして、そのことについてご回答させていただきます。

補助事業者という言い方をいたしますが、要はその補助金の対象となる事業をなさってる方にダイレクトに行くものが直接補助でございます。ワンクッション置いて、途中に何かが挟まって、でも財源については補助元といいますか、市の補助金が財源として入っておる、これが間接補助ということであろうかと存じます。ただ、ちょっとこれ、具体的な議論、審議には入らないということでのご紹介になりますので、こんな言い方になりますが、一般的には国と県と市町村という行政の、大体3層構造におきまして、国から県を通って市町村に来る場合に、国から見たら県が直接の補助対象であって、市町村は間接の補助対象であるというふうなケースが一番、一般的に多いかなと存じますが、ちょっと今回の、多分具体的な、もともとの発端となった事案とは多少形が違うとは思いますが、直接、間接につきましては、まさにその補助金を出す一番大元からして直接なのか、どこかを経由して間接なのかということでご理解をいただければいいかと存じます。

以上でございます。

川村委員長 岡本委員。

岡本委員 今、副市長おっしゃるように、国の補助金とかは理解できるんです。例えば市から出す補助金、ありますやんか。市から出す補助金で、今おっしゃったように直接いただくものは、それは直接補助やと。そんな中で、市から出す補助金で間接補助とはどんなものがあるのか教えてほしいと、私は言うとるわけや。直接、今副市長おっしゃるように、国からの補助金とかはわかりますやんか。私、間違うとるのかしらんけど、例えば農林なんかやったら、県に一旦国の補助金を受けて、それを継ぎ足して県補助として来る。通常、間接補助と思うとるわけや。だから今、私聞いてるのは、国はそんなん、わかりまんがな。市の補助金として、

今言われた、ダイレクトに行くから直接やと、これもわかりまんがな。そやけども、間接補助とはどんなんでっかと聞いとるわけや。国とか県とか言うんやなしに、この市の、いわゆる団体に出してる補助金の中で、間接補助という補助金はどんなんがありまんのかと聞いてんねや。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 あくまでその個別の案件に入らないということで、一般論として申し上げましたが、しっかりと制度のことについてご確認をということでのご質問だと思います。

先ほど申し上げました概念は、一般的にはそれで合ってると思うんですけども、例えば国にあっては補助金適正化法で、市にあっては補助金等交付規則の中でどういう形でうたっているか、いないかということについては今、ちょっとすぐには、手元に書類もございませんし、検索できませんので、またそこは確認をいたした上で、正確にまたお答えを申し上げたいと存じますが、本日のところはそういったことも確認しておくべしという意見を承ったということで、よろしゅうございますでしょうか。

川村委員長 岡本委員。

- **岡本委員** 別に今、どうこうやないねん。私、わからへんから教えてほしいと言うてるだけであって、今この政治倫理の中で何が問題になってるかいうたら、いわゆる間接補助、直接補助ということやね。私は補助金というたら、極端に言うたら間接、直接、それは区分けはあるのかもしらん、ほとんど私は補助金でいけるんじゃないかなと思うから、わからんので、間接とは何ですかと。だから例えば、これを言うたら藤井本委員に怒られるかわからんけども、いや、補助金には直接、間接、2つはありませんよと、市から出す分については。ほんなら、別にこの部分だけは改正せんでも、例えば市長とか改正したらいいのと違うかとか、その議論の中に入っていく中で教えてほしいと言うてるだけで、今副市長おっしゃるように、今、即答はちょっと無理やと言われるなら、それは結構やと思います。ほんで後日、回答してもろうたらありがたいなと思います。
- 川村委員長 今おっしゃってる、こないだからも協議会で議論になってた、市からの直接と市からの間接というのはどういう部分かということだったと思うんですが、例えばとかいうような話も、ちょっと引き出していただけるんやったら。今、例えば大字に補助金がおりてると。その下の、例えば子ども会とか、そういったところにおりたその長というような話も出ておりました。そういうことを指すんですか。

岡本委員 そんなん言ってないで。

川村委員長 わからないという部分は、例えばどういう部分についてわからないかということを、ちょっと。

どうぞ、岡本委員。

岡本委員 今、委員長おっしゃってはる直接、例えば子ども会ですよ、あるいは寿慶会ですよという ふうに払うのを、私は直接おりると思ってるわけや。せやけど、間接補助金というたら、今 委員長おっしゃる、子ども会としては納めるけれども、これは直接やね。これは間接やとい うやつがあるとしたら、これは間接やというやつを教えてほしいというわけや。今、委員長 おっしゃってある、例えば子ども会とか、その団体に直接市から払うやつは直接補助金というのか、通常の補助金、直接出る通常の補助金と私は解釈してるので、それ以外の、渡してる間接補助金とは何ですかと聞いてるわけや。ほんで、ここで議論できるかどうかも。後で、もうよろしいから。後でする。

川村委員長 ほんならちょっと、要するに確認というか、これから資料を出していただいたりご協力 いただく中で、確認という意味で松山副市長に、ちょっとご答弁あればいただきたいと思い ます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。先ほどはちょっと、記憶の中ではご答弁申し上げられなくて、失礼をいたしました。

市のことでございますので、当市の補助金に関しましては補助金等交付規則について規定をされて実行いたしますが、この補助金等交付規則の中で、間接補助金等という用語について定義をしております。読み上げさせていただきます。「この規則において「間接補助金等」とは、次に掲げるものをいう。(1)市以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金等の交付の目的に従って交付するもの」ということでございますので、例えば市が出した補助金、それを原資として一度何か別団体で一部受けられて、それをその目的に従ってまた別のところに交付をされるといったものがこの間接補助金に当たるということについて、規則で規定しております。ただ、規則ですので、一旦こういった形で文言で表現をしておりますので、それにつきましては、この文言、多少日本語としてはすんなりとわかりにくい表現をしておりますが、文言をそのまま解釈すべきかと存じます。

以上でございます。

川村委員長 それに該当するであろうというところについては、どんなふうに委員は予想すればよろ しいんでしょうか。そこのところは、例えばこんなところがありますよと、一応その規則に 決められてるけれども、実際にそういう団体はどう解釈すればよいのかというのは。

(「具体的な案件に入らないです、きょうは」の声あり)

川村委員長 入らないですよ。わかってますけど、今お問いが、直接、間接という部分について。今度、じゃあ次の委員会でぜひちょっと研究していただいて、またそういったことをご答弁いただきながら進めていくということでよろしいですか。理事者の方の皆様にちょっといろいろご協力もいただくことでございますけれども、よろしくお願いをいたします。

そしたら資料として、今言う補助金の交付規則というのはいただけるんですね。交付規則 等の資料。それから補助金の、それ、前、持ってたね。直接補助金を出している、交付され てるところの資料というのは出ますか。

岡本委員 団体のやつ、皆もろうたことあるんかい。

(発言する者あり)

川村委員長 それでいいのかな。先日、その団体に対する補助金の資料は一応いただいたんです。協議会でちょっとその内容、それでいいかどうかいうのは、事務局、そしたら確認していただ

いて、別にあるかとか。企画政策の方からいただいたんですね。違うんですか。ちょっと事務局、そうしたら、どこからいただいた。

- **松山副市長** 作業はできると思うんですけど。ただ、既にその作業をした者がいたのか、私は確認してないので知りませんが、誰が出した。
- **川村委員長** 議会事務局、どこから出たか。どこから資料そろえていただいたかというのは、前の資料でいいんですかね。
- **岩永事務局長** 以前杉本委員が請求されて、その一覧というのと同じものをいただいたということです。

川村委員長 松山副市長。

松山副市長 まさにきょう、このことについてどこまで議論なさるかも含めて、申しわけありませんが、事前には理事者側わかっておりませんでしたので、きょうこの場ではそういった資料はご用意できませんが、逆に言いますと、委員会の中でご審議なさる中で必要なものにつきまして請求いただければ、できそうだなというものはこちらにございます。ちなみにこれ、補助金等でございますけれど、当然、執行の節といたしましては負担金補助及び交付金になります。この負担金補助及び交付金として執行しているものについて、それぞれの補助要綱等の内容も確認しながら、これが先ほどご紹介しました補助金等交付規則による直接補助に当たるのか、間接補助に当たるのかというのは、今すぐには資料ございませんが、多少各課に作業が生じますが、そういった確認、振り分け作業などはできると思いますので、今後の委員会での審議の中で必要ということであれば、必要であるからということでご請求いただきましたら、多少時間いただきますが、作業は可能かと存じます。

以上です。

川村委員長 ありがとうございます。きょうはこれからの進め方について、ちょっとこんなことについての、補助金についての考え方というのがわからないというお問いでしたので、この話になりましたけれども、きょうはその話としては具体的に進めていくという方向ではありませんので、今、こういった形で資料をまた請求をさせてもらうことになりますが、事務局の方に、これからの議論もありますし、全員協議会での内容もまた出てまいりますので、正副委員長が、また議長等と相談いたしまして、またその資料を請求してまいりたいと思いますので、どうぞまたご協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

委員の皆様には、きょうはそういった形で理事者のお考えも聞いていただきましたことですので、今後このことについては全員協議会、そしてこの所管の総務建設常任委員会の調査 案件として進めてまいりますので、どうぞそのあたりはご確認をいただきながら、ご協力よろしくお願いをいたします。

本件につきましては、きょうはこのぐらいにしておきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

川村委員長 最後にお諮りいたします。尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線 整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、公共バスの運行につい て及び政治倫理条例の内容検討については、随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よってこれら5件の調査事項につきましては、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

川村委員長 それでは、委員外議員の発言を終結いたします。

長時間にわたりまして、本委員会、本当に新しい行政としての取組、条例の制定をいたしまして、また前へ前進、いろいろな方面から更にレベルアップしていくという、まさしく本当に前向いた議論ができていくのかなというふうにも思いますし、また過去からいろいろと引きずっている問題も、やはり惰性的にならないで、少しでも前へ進めていくという、きょうは本当にいいご議論をいただいたと思っております。

理事者におかれましても、今回、付託案件の中から非常に説明を、丁寧な説明をというふうな形で求められた数多くのことがあると思いますが、議員という立場で、やはり熟知した中でのしっかりした最終的な決定をさせていただく立場としましては、当然求めてこられる資料等もあると思います。ご異論はあるかというふうにもきょうは思いましたけれども、私はやっぱり、しっかりとそういった形で多くの情報を持って、我々議員の立場で議論をしていくという方向をもってやらせていただきたいと思っておりますので、いろいろ大変なことを求めてまいりますが、どうぞこれからも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

本日は本当に、委員の皆様も行政の皆様もありがとうございました。お疲れさまでございました。

これをもって総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後4時02分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 川村 優子